

2019（令和元）年度

頌栄短期大学 自己点検・評価報告書

令和元年 7 月

目次

自己点検・評価報告書.....

1. 自己点検・評価の基礎資料2

2. 自己点検・評価の組織と活動8

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】 10

 [テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神]10

 [テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果]13

 [テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証]16

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】 22

 [テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]22

 [テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]32

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】 45

 [テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]45

 [テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]51

 [テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]53

 [テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]55

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】 60

 [テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]60

 [テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ]61

 [テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス]63

1. 自己点検・評価の基礎資料

(1) 学校法人及び短期大学の沿革

＜学校法人の沿革＞

明治 19 年 (1886 年)	神戸基督教婦人会が幼稚園創立を提案
明治 20 年 (1887 年)	A.L.ハウが教育宣教師として来日
明治 22 年 (1889 年)	日本で最初のキリスト教主義の保母養成校として、頌栄保母伝習所を開設 (10 月) (神戸市中央区中山手通 6-1)、頌栄幼稚園を開園 (11 月)
明治 26 年 (1893 年)	保母伝習所に高等科を設置
明治 41 年 (1908 年)	兵庫県から幼稚園保母免許無試験検定の認可
昭和 8 年 (1933 年)	伝習所と幼稚園を建築・移転 (神戸市中央区中山手通 6-36)
昭和 10 年 (1935 年)	頌栄保育専攻学校に改称
昭和 17 年 (1942 年)	財団法人頌栄保育学院を設立
昭和 23 年 (1948 年)	保育専攻学校に専攻科を設置 (1 年制)
昭和 25 年 (1950 年)	頌栄短期大学の設置認可、保育科設置入学定員 60 名
昭和 26 年 (1951 年)	財団法人を廃し、学校法人頌栄保育学院を設置。厚生大臣から保母資格試験の科目免除校に指定
昭和 33 年 (1958 年)	頌栄短期大学に専攻科を設置 (1 年制)
昭和 39 年 (1964 年)	厚生大臣より保母養成大学に指定
昭和 54 年 (1979 年)	短期大学移転 (神戸市東灘区御影山手 1-18-1)
昭和 55 年 (1980 年)	幼稚園移転 (神戸市東灘区御影山手 1-18-1)、短期大学の入学定員 60 名を 100 名に定員増認可
昭和 59 年 (1984 年)	体育館・食堂完成
平成 元年 (1989 年)	創立 100 周年記念式典を挙げる
平成 3 年 (1991 年)	頌栄人間福祉専門学校開校、ハウ記念館開設
平成 6 年 (1994 年)	専攻科 (保育専攻) を大学評価・学位授与機構が認定
平成 8 年 (1996 年)	100 年誌「幼児教育の系譜と頌栄」(高道基編) 発刊
平成 11 年 (1999 年)	短期大学新校舎増築
平成 12 年 (2000 年)	専攻科 (保育専攻、1 年制) を廃止、大学評価・学位授与機構認定の専攻科 (保育専攻、2 年制) を設置
平成 18 年 (2006 年)	短期大学の入学定員 100 名を 150 名に定員増認可
平成 21 年 (2009 年)	頌栄人間福祉専門学校閉校
平成 26 年 (2014 年)	専攻科を特例適用専攻科として大学評価・学位授与機構が認定
平成 26 年 (2014 年)	創立 125 周年記念式典を挙げる

<短期大学の沿革>

昭和 25 年（1950 年）	頌栄短期大学の設置認可、保育科設置入学定員 60 名
昭和 33 年（1958 年）	頌栄短期大学に専攻科を設置（1 年制）
昭和 39 年（1964 年）	厚生大臣より保母養成大学に指定
昭和 54 年（1979 年）	短期大学移転（神戸市東灘区御影山手 1-18-1）
昭和 55 年（1980 年）	短期大学の入学定員 60 名を 100 名に定員増認可
昭和 59 年（1984 年）	体育館・食堂完成
平成 6 年（1994 年）	専攻科（保育専攻）を大学評価・学位授与機構が認定
平成 11 年（1999 年）	短期大学新校舎増築
平成 12 年（2000 年）	専攻科（保育専攻、1 年制）を廃止、大学評価・学位授与機構認定の専攻科（保育専攻、2 年制）を設置
平成 18 年（2006 年）	短期大学の入学定員 100 名を 150 名に定員増認可
平成 26 年（2014 年）	専攻科を特例適用専攻科として大学評価・学位授与機構が認定

(2) 学校法人の概要

- 学校法人が設置するすべての教育機関の名称、所在地、入学定員、収容定員及び在籍者数
- 平成 31 年 5 月 1 日現在

教育機関名	所在地	入学定員	収容定員	在籍者数
頌栄短期大学 保育科	神戸市東灘区御影山手 1 丁目 18-1	150	300	201
頌栄短期大学 専攻科(保育学専攻)	同上	20	40	9
頌栄幼稚園	同上	50	100	108

(3) 学校法人・短期大学の組織図

- 組織図
- 平成 31 年 5 月 1 日現在

(4) 立地地域の人口動態・学生の入学動向・地域社会のニーズ

- 立地地域の人口動態（短期大学の立地する周辺地域の趨勢）
- 学生の入学動向：学生の出身地別人数及び割合（下表）

地域	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)	人数 (人)	割合 (%)
兵庫県	153	96.2	142	97.9	110	98.2	124	97.6	107	95.5
大阪府	1	0.6	2	1.4			2	1.6	1	0.9
和歌山県	1	0.6								
鳥取県					1	0.9				
香川県									1	0.9
高知県	1	0.6								
その他	3	1.8	1	0.7	1	0.9	1	0.8	3	2.7

[注]

- 短期大学の実態に即して地域を区分してください。
- この事項においては通信による教育を行う学科の学生を除いてください。
- 認証評価を受ける前年度の平成30年度を起点に過去5年間について記載してください。

- 地域社会のニーズ
- 地域社会の産業の状況
- 短期大学所在の市区町村の全体図

(5) 課題等に対する向上・充実の状況

以下の①～④は事項ごとに記述してください。

- ① 前回の評価結果における三つの意見の「向上・充実のための課題」で指摘された事項への対応について記述してください。(基準別評価票における指摘への対応は任意)

(a) 改善を要する事項 (向上・充実のための課題)
研究費等の規程の不備、紀要の発行が不定期等、教員の研究活動に対する体制が不十分であり、研究の活性化のためにも整備が望まれる。(基準ⅢテーマA)
(b) 対策
個人研究費、紀要に関しては前年度以前に改善済みである。平成29年年度より導入された学長裁量経費であるが、制度理解のためのセミナー参加費等に充てられており、より研究活動につながるような内容に充てられるよう検討が求められていた。そのため、令和元年5月より、頌栄短期大学学長裁量費・研究助成金規程を作成した。
(c) 成果

頌栄短期大学学長裁量費・研究助成金規程が作成されたばかりであるため、今後成果については確認していく。

- ② 上記以外で、改善を図った事項について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善を要する事項
なし
(b) 対策
(c) 成果

- ③ 前回の評価結果における三つの意見の「早急に改善を要すると判断される事項」で指摘された事項の改善後の状況等について記述してください。
該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 指摘事項及び指摘された時点での対応（「早急に改善を要すると判断される事項」）
<p>基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス</p> <p>(1) [テーマ A 理事長のリーダーシップ]</p> <p>①評価の過程で、決算等を審議する理事会・評議員会が同時開催となっているという問題が認められた。当該問題については、決裁事項に応じ、理事会と評議員会の順序を整える形で対処した。</p> <p>②評価の過程で、評議員会の委任状が議案ごとに意思表示を表せる様式をとらずに、評議員でない理事長に委任されているという問題が認められた。当該問題については、委任者名の変更、議事ごとに意見表明できるように評議員会の委任状書式を改訂して対処した。</p> <p>(2) [テーマ C ガバナンス]</p> <p>評価の過程で、評議員会が理事の人数の 2 倍を超える評議員で組織されておらず、また、寄附行為の規定も「理事の倍数員をもって組織する。」となっているという問題が認められた。当該問題については、寄附行為を改正し、評議員数の補填する形で対処した。</p>
(b) 改善後の状況等
<p>(1) [テーマ A 理事長のリーダーシップ]</p> <p>①私立学校法及び寄附行為の規定に基づき、理事長が評議員会を招集し、私立学校法第 42 条及び寄附行為第 26 条に定める事項について、理事長があらかじめ評議員会の意見を聞き、その後の理事会で議決をおこなっている。また、理事長は私立学</p>

校法及び寄附行為の規定に基づき、決算及び事業の実績を毎会計年度終了後 2 月以内に理事会で議決し、同期内に評議員会に報告し、意見を求めている。

以上のとおり、理事長は、理事会及び評議員会を適正に開催し、リーダーシップを発揮している。

②評議員は、評議員会の開催に際し出欠票で出欠報告を行うと同時に、欠席の場合は評議員会に付議される事項について、書面議決書により各審議事項の賛否及び意見を表明している。

(2) [テーマ C ガバナンス]

理事は、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号理事 2 名、第 2 号理事 6 名、第 3 号理事 4 名で計 12 名である。

評議員は、私立学校法第 38 条第 1 項第 1 号評議員 5 名、第 2 号評議員 6 名、第 3 号評議員 16 名で計 27 名である。

以上のとおり、私立学校法及び寄附行為に定めるとおり、評議員会は理事数の 2 倍をこえる数の評議員をもって組織している。

④ 評価を受ける前年度に、文部科学省の設置計画履行状況等調査において改善意見等が付された短期大学は、改善意見等及びその履行状況を記述してください。

該当事項がない場合、(a)欄に「なし」と記述してください。

(a) 改善意見等
なし
(b) 履行状況

(6) 短期大学の情報の公表について

■ 平成 31 年 5 月 1 日現在

① 教育情報の公表について

No.	事 項	公 表 方 法 等
1	大学の教育研究上の目的に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/about/policy/
2	卒業認定・学位授与の方針	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf
3	教育課程編成・実施の方針	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf
4	入学者受入れの方針	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf

5	教育研究上の基本組織に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/soshiki_1710.pdf
6	教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/about/staff/#h3-002
7	入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf
8	授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/syllabus.pdf
9	学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf
10	校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/gakuseibinran.pdf
11	授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/admission/tuition/
12	大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/shugakushien.pdf

② 学校法人の財務情報の公開について

事 項	公 開 方 法 等
財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監査報告書	http://www.glory-shoei.ac.jp/tandai/publicinfo/pdf/zaimujokyo.pdf

[注]

- 上記①・②ともに、ウェブサイトで公表している場合は URL を記載してください。

(7) 公的資金の適正管理の状況（平成 30 年度）

- 公的資金の適正管理の方針及び実施状況を記述してください（公的研究費補助金取扱いに関する規程、不正防止などの管理体制など）。

2. 自己点検・評価の組織と活動

- 自己点検・評価委員会（担当者、構成員）
- 自己点検・評価の組織図（規程は提出資料）
- 組織が機能していることの記述（根拠を基に）
- 自己点検・評価報告書完成までの活動記録（自己点検・評価を行った平成30年度を中心に）

本学の自己点検・評価委員会については、頌栄保育学院「自己点検・評価委員会規程」に定めている。令和元年度の委員会構成は以下の表の通りである。昨年度から委員が若干変更されているが、大半の構成員は昨年度から引き続けている。自己点検・評価の組織図は、以下の図の通りである。

必要に応じて、自己点検・評価委員会会議を開催しており、平成30年度については、計6回開催している。年間業務の節目に実施することが多いが、平成30年度は、特に本学では自己点検・評価委員会がFDの実施主体であるため、カリキュラム委員会との連携のもと、令和元年度から実施するカリキュラム変更に関連した学内研修会の開催に向けて、学内情報共有システム（オフィス・サイボウズ）等を利用しながら、意見交換を行っている。

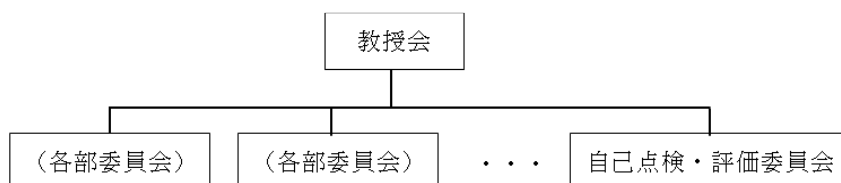
また、自己点検・評価委員会会議の内容を毎月の定例教授会にて報告し、全教員への情報共有を行っている。さらに、教授会に陪席している事務長から、必要事項に関して事務職員会にて報告し、事務職員への情報共有を行っている。このような形で自己点検・評価に関する内容を全学的に共有している。

自己点検・評価報告書完成までの活動記録については、下の表の通りである。

表 令和元年度 自己点検・評価委員会構成員

	氏名	役職
委員長	杉山宗尚	ALO
副委員長	山中早苗	教務部員
委員	関田 良	教務部長
委員	竹内伸宜	入試広報室長
委員	沖中重明	進路支援室長
委員	岡 清秀	事務長
委員	小野里佳	教務課長
事務担当	清瀬洋子	総務課員
事務担当	藤原泰	総務課員

図 自己点検・評価の組織図



表

日程	活動内容
平成 31 年 2 月 27 日	自己点検・評価委員会（次年度の事業計画の確認） 自己点検・評価報告書の執筆分担の確認
3 月 1 日	各部署での「頌栄短期大学各部委員会活動報告書」原稿執筆依頼（自己点検・評価報告書執筆の土台の 1 つ）
4 月 5 日	自己点検・評価報告書の各担当者への執筆依頼
令和元年 5 月末	原稿の集約。
7 月	学長への改善状況・改善計画の執筆依頼 内容確認、原稿構成、発行

【基準 I 建学の精神と教育の効果】

[テーマ 基準 I -A 建学の精神]

＜根拠資料＞

- ・ 2019 年度 頌栄短期大学 学生便覧
- ・ 頌栄短期大学 宗教部「2019 年度 礼拝について」
- ・ 2018 年度 公開講座 一覧
- ・ 頌栄短期大学 ホームページ
- ・ 2018 年度 事業報告書
- ・ 2018 年度 教授会記録

[区分 基準 I -A-1 建学の精神を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 建学の精神は短期大学の教育理念・理想を明確に示している。
- (2) 建学の精神は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有している。
- (3) 建学の精神を学内外に表明している。
- (4) 建学の精神を学内において共有している。
- (5) 建学の精神を定期的に確認している。

＜区分 基準 I -A-1 の現状＞

本学院は本年度に学校創立 130 周年を迎える我が国で現存する最古のキリスト教主義保育者養成機関としての伝統を有している。130 年余前に、本学の創立者アニー・L・ハウは、摂津第一公会（現日本キリスト教団神戸教会）を中心とする女性たちの祈りに応えてアメリカ・シカゴから宣教師として来日し、キリスト教とフレーベルの保育理論に基づく幼児教育と保育者育成を開始したことがその始まりである。

本学の建学の精神は、「神をわれらの主とあがめ、神の子イエス・キリストをわれらの救い主とする信仰に立ち、広く神と人とに仕えるとともに、創設者アニー・L・ハウがもっとも信奉されたフレーベルの教育理念を幼児の保育に生かすことを本学の建学の精神としています。」と定められており、創立以来の本学の使命と個性を的確に表現している。また「人に仕える」という観点から、社会に、特に幼児教育を通して奉仕する精神を表明しており、本学の存在は教育基本法及び私立学校法に基づいた公共性を有するものであることを表明している。

現在この「建学の精神」の変わることのない精神は、学院 HP や短期大学学校案内などにも掲示されており、また本学において学ぶもの、働くものに対しては、『学生便覧』や学院の百年史『幼児教育の系譜と頌栄』に集約されており、『百年史』は自校教育を取り扱う『頌栄学』において学生のテキストとして用いられている。また三つのポリシー等にもその精神は表明されており、学院・短期大学全体として一貫性を持つ形で、明確に示されている。

現学長就任以来、学長主導のもと、「建学の精神」についての整理・検討が行われて

きたが、その具現化として全学的な「建学の精神」の共有を目指してきた。実際には、短期大学宗教部が各方面に対してキリスト教各種プログラムを展開している。入学式、卒業式などの各種式典はキリスト教の礼拝形式で執り行われ、学長式辞及び理事長祝辞において必ず建学の精神について言及している。また入学後の保育科 1 年生に対しては、宗教部発行の「礼拝について」でキリスト教精神の理解を図っている。各学期中における取組としては、毎週火曜日、水曜日の 1 限目と 2 限目の間に持たれる礼拝、必修科目であるキリスト教関連科目（4 科目）、春と秋に行われるキリスト教研修会などがある。保育科 1 年生対象の春のキリスト教研修会では、本学ゆかりの地である神戸教会およびその周辺においてなされる新入生への研修会では、本学理事長でもある神戸教会牧師による講演により、本学の源流に触れる機会を設けている。このことは学生のみならず教職員にとっても、年に一度改めて本学の源流に触れ、心を新たにす機会となっている。

教職員に対する建学の精神に立った研修プログラムは、キリスト教学校教育同盟とキリスト教保育連盟等主催の研修・交流等に積極的に参加し、共有化がなされている。また地域に対してはクリスマス行事や学園祭においてはキリスト教関連プログラム（パイプオルガン演奏会やクリスマスの夕べなど）を実施し、外部向けの広報活動を展開することにより、本学の「建学の精神」を発信する機会を設けている。昨年度はこれまで述べた所定のプログラムに加え、学生、教職員、地域との「建学の精神」の共有化に向けて、特別なプログラムを企画してきた。まずアメリカから来日中のゴスペルシンガー・チャリティー・ロックハートさんによるコンサートや、秋季キリスト教研修会においてもプロの歌手・陣内太蔵氏を招き、音楽を通して建学の精神であるキリスト教に触れてもらう機会を創ってきた。それは今年度 130 周年記念事業においても更に展開していく。

建学の精神の定期的な確認は、個々の行事等のレベルや、報告書刊行等の定期的な活動にとどまらず、組織全体として常に明確に意識して行っていくべき事柄である。建学の精神に関する個々の取り組み（礼拝・行事・関連科目）で、PDCA サイクルをより意識し、効果や問題点を検証する作業は、主に宗教部に委ねられているが、全学的には、その内容は教授会に報告され、意見を受ける仕組みとなっている。

本学には創設者ハウに関わる資料が蓄積されている。これは本学の建学の精神を、その独自性の中で内外にアピールすることの出来る貴重な研究資料である。平成 30 年度は、学長のリーダーシップにより、乳幼児研究所の活動として特に創立者ハウ関係の貴重書等の整理、編纂に着手した。130 周年記念事業として、それら貴重な史料の展示等の準備に取り掛かっている。今後研究の公表とともに、頌栄が価値ある存在として証される機会となることが期待される。

また 130 周年記念式典において、本学の建学の精神が、今日までに日本の保育業界にどのような歴史的また精神的貢献をなしてきたかについての講演会を予定しており、学生、教職員は勿論のこと、同窓会、保育業界、また地域社会に対して本学の建学の精神について広く表明していく機会とする予定である。

[区分 基準 I -A-2 高等教育機関として地域・社会に貢献している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 地域・社会に向けた公開講座、生涯学習事業、正課授業の開放（リカレント教育を含む）等を実施している。
- (2) 地域・社会の地方公共団体、企業（等）、教育機関及び文化団体等と協定を締結するなど連携している。
- (3) 教職員及び学生がボランティア活動等を通じて地域・社会に貢献している。

<区分 基準 I -A-2 の現状>

本学は、授業での学びと地域からの学びを重要と考えている。学生自身が主体的・自発的にボランティア活動や地域・社会活動に取り組む姿勢を身につけ、そこで学んだことや体験したことが豊かな人間関係を構築し、共に協力して作り上げる体験活動を大切にしている。このような体験は、将来保育者となって活かされ、人としての包容力を養える機会となっている。地域連携・広報委員会が中心となり、公開講座、地域との連携プログラムを検討し、開設している。

公開講座については、5月から翌年1月に開催し、広く地域に参加を呼び掛けている。今年度は、13講座が開設され、近隣地域から延べ1031名の住民が参加した。更に、11月に行われた頌栄祭には、約1000名が参加し、合計2031名の地域住民が参加した。長年地域住民から親しまれている「頌栄祭」は、地域の子どもたちや家族を招いて、1日を楽しんでいただく形で実施しているため、家族での参加で賑わった。実行委員会は、短大事務局が中心となり、学生自治会や同窓会、幼稚園保護者会をまとめている。

在学生や卒業生による阪神・淡路大震災24年メモリアル「ハンドベルコンサート」を大講義室(チャペル)に於いて、平成31年1月13日(日)に開催した。参加者、関係者含めると180名が集いコンサートを終えた。2005年1月から始まったメモリアルコンサートは14回目となった。

神戸市東灘区まちづくり課との連携し、以下のイベントに参加した。

①『「休みいろいろ体験スクール」ーランタン作りー』

小学3年生から6年生25名が参加し、本学教員の指導によりオリジナルのランタン制作を楽しんだ。この企画は、東灘区が参加者を募集している。本学の特色ある企画であるため、リピーターが多く人気のプログラムとして定着している。

②地域住民と大学生の交流を目的として行われた『東灘ファミリーフェスティバル』

教職員と学生で、磁石を使った「釣り」体験、積み木の「カプラ」遊びを行った。多くの子ども達が参加し、来場者数は約1800名であった。

<テーマ 基準 I -A 建学の精神の課題>

創立130周年を前にして、如何にして内外に本学の建学の精神、理念を可視化した上で提示していくかが、改めて大きな課題である。

本学の学生は、そのほとんどが本学の「建学の精神」であるキリスト教に入学後初めて触れることとなる。そのような学生に対して、本学の建学の精神を心に響く形で伝えていけるかが、未来志向の建学の精神の在り方として問われている。内外に向け

ても同様である。そのためには、本学の歴史や建学の精神をわかりやすく伝えることが求められ、小冊子、パンフレット等の作成および内外への配布と説明の機会を、この130周年記念期に設けていきたい。

<テーマ 基準 I-A 建学の精神の特記事項>

この建学の精神を担保する組織制度上の形態として、本学では法人役員及び要職を担う教職員にクリスチャンであることを規定し（クリスチャン・コード）、これを厳守してきていることを確認しておきたい。

[テーマ 基準 I-B 教育の効果]

<根拠資料>

- ・ 2019 年度 頌栄短期大学 学生便覧
- ・ 頌栄短期大学 学則
- ・ 2018 年度 授業計画
- ・ 2018 年度 オリエンテーション・フレッシュマンキャンプ 日程表
- ・ 2018 年度 大学案内

[区分 基準 I-B-1 教育目的・目標を確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育目的・目標を建学の精神に基づき確立している。
- (2) 学科・専攻課程の教育目的・目標を学内外に表明している。
- (3) 学科・専攻課程の教育目的・目標に基づく人材養成が地域・社会の要請に応じているか定期的に点検している。（学習成果の点検については、基準 II-A-6）

<区分 基準 I-B-1 の現状>

保育科単科の短期大学である本学の教育目的・目標は、「本学は、教育基本法にのっとり、学校教育法の定める短期大学として、キリスト教精神を土台とし、広く学術を研究教授するとともに高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的とする。保育者に必要な価値観、知識、技術を身に付け、変化する社会情勢に対応できる豊かな人間理解の態度と能力を兼ね備えた人材の育成をめざすものとする」（学則第1条）としており、キリスト教精神を土台としている本学の建学の精神に基づき確立している。また、ディプロマポリシー（学位授与の方針）に定めている学習成果を明確に示している。

この建学の精神に基づいた教育目的・目標は、学生便覧、本学ウェブサイト、大学ポートレート等で学内外に表明している。学生に対する説明については、前期オリエンテーション時に学生便覧を用いて丁寧に説明し、理解を図っている。新入生に対しては、入学直後のフレッシュマンキャンプの中で、『頌栄のあゆみとキリスト教』と題し、学長・宗教主事から建学の精神についての丁寧な説明を行い、その後のオリエン

テーションにおいてグループに分かれてカリキュラムについて説明を行う際、学生便覧を用いて教育目的・目標に言及した上で、詳細な履修指導を行っている。学外に対しては、オープンキャンパスや高校訪問、高校内ガイダンス等の場で、建学の精神と併せ教育目的・目的も高校の教員、参加者に伝えている。その他、保育・教育実習の訪問指導の際、機会がある度に実習先へ説明を行い、周知に努めている。

教育目的・目標の点検については、就職先からの要望、実習先からの指摘・要望、地域でのボランティア活動・公開講座等での要望・意見などを参考に、定期的に点検し、教育目標の検証や見直しを進めている。

[区分 基準 I-B-2 学習成果 (Student Learning Outcomes) を定めている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学としての学習成果を建学の精神に基づき定めている。
- (2) 学科・専攻課程の学習成果を学科・専攻課程の教育目的・目標に基づき定めている。
- (3) 学習成果を学内外に表明している。
- (4) 学習成果を学校教育法の短期大学の規定に照らして、定期的に点検している。

<区分 基準 I-B-2 の現状>

保育士養成の単科の短期大学としての学習成果は、建学の精神に基づき、学則やディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）として定めている。

学習成果について、学内には前期オリエンテーション、各授業の初回等機会あるごとに説明をし、学生便覧にも記載し周知している。非常勤講師に対しては、作成依頼時に共通理解を図り、学習成果の周知徹底を図っている。学外には大学案内・本学ウェブサイトやオープンキャンパスでの説明で表明している。

「深く専門の学芸を教授研究し、職業又は實際生活に必要な能力を育成することを主な目的とすることができる」との学校教育法の規程に照らして、定期的に点検を行っている。学生の学修成果は、個人成績評価やGPAで査定するとともに、教職課程履修カルテやなどでも行っている。これらの結果と併せ、最終的には、幼稚園教諭免許状・保育士資格取得の有無が学習成果と言える。

数的測定が困難な学習成果、例えば「総合表現」は、2年間の学びの集大成として、学生が個々に選択した役割を担いつつ、全学生が共同して総合的表現活動を行う。具体的には、「クリスマスの降誕劇」をクリスマス礼拝の発表に向けて作り上げる。これは、単なる学習成果のみならず、建学の精神への理解を深めることにもなっている。

本学での一連の学びの学習成果が大学での学習成果となるよう、前述している学校教育法第18条の規定に照らし、また短期大学設置基準（第4章教育課程）に照らし合わせ、成績判定や卒業判定においても、この学習成果を点検している。

[区分 基準 I-B-3 卒業認定・学位授与の方針、教育課程編成・実施の方針、入学者受入れの方針（三つの方針）を一体的に策定し、公表している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 三つの方針を関連付けて一体的に定めている。

- (2) 三つの方針を組織的議論を重ねて策定している。
- (3) 三つの方針を踏まえた教育活動を行っている。
- (4) 三つの方針を学内外に表明している。

<区分 基準 I -B-3 の現状>

本学では、建学の精神に基づいたアドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを一体的に定め、保育者として必要な価値観、知識、技術、社会人としての責任感、行動力などを学生が修得できるよう教育に当たっている。

この三つの方針を策定するに当たっては、学長の指示の下で、平成 30 年度より下記の通り見直しを行っている。

策定の際、文部科学省の『三つのポリシー策定と運用に係るガイドライン』に従い、一体的で整合性のあるものとして策定することを心掛けている。

ディプロマ・ポリシーについて、現行から大幅に内容変更するものではないことを確認のうえ素案の作成に取組み、アドミッション・ポリシー策定を並行する形で進め、カリキュラム・マネジメントの確立を見据えて、カリキュラム・ポリシー策定へとつないでいる。

ディプロマ・ポリシーの策定に当たっては、内部質保証のための PDCA サイクルの起点となるようにどのような学修成果をあげれば学位を授与するのかという方針をできる限り具体的に示すこと、「何ができるようになるか」に力点を置き、学生が身に付けるべき資質・能力を明確化すること、学生の進路先等社会における顕在・潜在ニーズも十分に踏まえた上で策定することを心掛けている。

アドミッション・ポリシーの策定に当たっては、「学力の 3 要素」を念頭に置き、入学前にどのような多様な能力をどのようにして身に付けてきた学生を求めているか、入学後にどのような能力をどのようにして身に付けられる学生を求めているか等を、できる限り具体的に示すことなどを心掛けている。

カリキュラム・ポリシーの策定は、現在進行中である。策定に当たっては、ディプロマ・ポリシーとアドミッション・ポリシーを踏まえた上での教育課程編成、当該教育課程における学生の学修方法・学修過程の在り方等を具体的に示すこと、大学教育の質的転換に向けた取組の充実を重視すること、学位授与に求められる体系的な教育課程の構築に向けて初年次教育、教養教育、専門教育、キャリア教育等の様々な観点から検討を行うこと、初年次教育については、多様な入学者が自ら学修計画を立て、主体的な学びを実践できるようにする観点から充実を図ることを心掛けて策定していく予定である。

以上のような方法で案を作成し部長会で検討し、学長が改正案を教授会に諮り決定している。令和元年度までは、改正前の「方針」に基づいて、教育課程・授業計画を策定し、教育活動を展開し、卒業認定がなされてきたが、令和 2 年度からは改正に着手している「方針」に基づいて、教育課程・授業計画を策定し、教育活動を展開し、卒業認定がなされることとなる。

この三つの方針については、入学前のオープンキャンパスでも説明をし、入学後のオリエンテーションでは、カリキュラム・ポリシーに基づいて授業科目や授業方法に

についての説明と卒業時の目標としてのディプロマ・ポリシーを説明している。また、教員は、カリキュラム・ポリシー、ディプロマ・ポリシーを確認しながら教育活動にあたっている。

これら三つの方針は、本学ウェブサイト、募集要項、学生便覧、授業計画・内容（シラバス）に掲載し表明している。

また、三つの方針の見直しと並行してアセスメント・ポリシーも策定していく予定である。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の課題>

本学は、学則第 1 条に「高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成し、かつ社会の発展に貢献できる社会人を育成することを目的」としているが、この教育目的に基づく人材養成が十分に地域・社会の要請に込んでいるかが課題と思われる。

教育の効果については、免許状・資格の取得状況や卒業時の進路、そして就職先での評価や実習先での評価など外部関係者からの声で定期的に点検しているものの、十分ではない。アセスメント・ポリシーの策定にも早急に取り組み、3つのポリシーに基づき、学習成果を査定する方法を明確にしていく必要がある。

<テーマ 基準 I-B 教育の効果の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準 I-C 内部質保証]

<根拠資料>

- ・自己点検・評価委員会規程
- ・自己点検・評価委員会記録
- ・自己点検・評価委員会報告書
- ・頌栄短期大学各部委員会活動報告
- ・教授会記録
- ・入学時アンケート関係資料
- ・卒業時アンケート関係資料
- ・授業評価アンケート関係資料
- ・授業相互参観関係資料

[区分 基準 I-C-1 自己点検・評価活動等の実施体制を確立し、内部質保証に取り組んでいる。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 自己点検・評価のための規程及び組織を整備している。
- (2) 日常的に自己点検・評価を行っている。
- (3) 定期的に自己点検・評価報告書等を公表している。
- (4) 自己点検・評価活動に全教職員が関与している。

- (5) 自己点検・評価活動に高等学校等の関係者の意見聴取を取り入れている。
- (6) 自己点検・評価の結果を改革・改善に活用している。

＜区分 基準 I -C-1 の現状＞

本学における自己点検・評価については、頌栄保育学院例規集「自己点検・評価委員会規程」に定めている。本学の自己点検・評価委員会は、認証評価を含む短期大学の自己点検・評価活動を担う組織として、教授会のもとにある各部委員会の一つと位置付けられている。平成 30 年度は委員長（ALO）が交代し、新たに副委員長が配置された委員会構成となっている。

自己点検・評価委員会は、毎月定例の教授会での議題提示・報告を行う体制を有する。また教授会に陪席している事務長によって、事務職員会で必要事項が事務局員へ共有されている。委員会会議は必要に応じて開催されている。

本学での日常的な自己点検・評価活動は、ほぼ定例化された形が整っており、平成 30 年度は、これを踏襲し安定的に実施して定着を図りつつ、各々の事業を実施する中で微細な改善を図っている。具体的には、各学期の授業評価アンケート、授業相互参観、卒業時アンケート、入学時アンケート、学内での FD 研修会が主な事業であった。授業相互参観に関しては、毎年前期授業開講時期に実施していたが、後期開講科目を参観する必要があることから、次年度は後期授業開講時期に実施することとなっている。学内 FD 研修会に関しては、令和元年度から実施するカリキュラム変更に伴って、カリキュラム委員会や学務部会（教務）との連携のもと、例年より多く開催している。また例年通り主体は他部署ではあるが、新卒業生アンケートと新卒業生懇談会（進路支援室）が行われた。非常勤講師との懇談会（学務部会（教務））については、近年 3 月に開催時期を設定していたが、今回は 1 月に実施し、学内からは学長と学務部内の教務関係教職員が参加する形で行った。以上の各事業は、計画、実施、結果の検討と活用促進、課題抽出を行う PDCA サイクルの体制で進めるよう、自己点検・評価委員会からの働きかけを常に行っている。

自己点検・評価報告書は毎年度分を公表し、本学ホームページにもアップしている。しかし、平成 27、28 年度分は発行が遅れ、平成 30 年 3 月に発行している。また、平成 29 年度分の発行も遅れているため、やや定期的には発行ができていないと言える。その他、自己点検・評価報告書執筆の基礎的資料となる各部委員会の年度ごとの報告書である「頌栄短期大学各部委員会活動報告書」は、平成 30 年度分を令和元年 5 月に完成させ、教職員および理事会・評議員会で共有している。

上記の日常的な自己点検・評価活動は、全教職員が関与している。毎月の教授会や事務職員会で議題や報告として取り上げるとともに、日常的には学内情報共有システム（オフィス・サイボウズ）での意見募集やその時々でのふり返しを行っている。授業評価アンケートや授業相互参観のフィードバックなども、教職員全体に公開することで、意識共有を図っている。自己点検・評価報告書作成においては、各章や項目の執筆責任者の人数は限られているが、内容的な関連部署の教職員と連携して継続的なデータを収集したり、部署内で原稿内容を検討したりするかたちで、全教職員が関与している。

高等学校等の関係者による本学の自己点検・評価活動に対する直接的な参加はないが、本学主催で開催している高等学校教員に向けた入試説明会や、全教員と入試広報室職員が指定校推薦入試枠を付与している高等学校へ出向いて行う入試説明の場で、高等学校関係者から入学試験に関するだけでなく、本学に対する様々な意見をいただいた内容について、必要に応じて本学にて検討・反映している。

また、自己点検・評価の成果の活用は、自己点検・評価委員会が推進する形で積極的に図られている。自己点検・評価の成果は、各教職員、各部委員会、教員全体、組織全体という各レベルでの PDCA サイクルを意識して、活用を行っている。特に、授業評価アンケートの集計結果と科目担当者からのフィードバックコメント、授業相互参観コメントシートは、PDF ファイルとして冊子化し、自己点検・評価委員会および教授会で組織的に共有検討した上で、教員間の学び合いに活用されている。また、各種アンケート結果を迅速に配信し、各部委員会の議題として具体的な活用を検討するよう要請し、その成果を年度末の事業報告書や自己点検・評価報告書に明記するよう促している。

[区分 基準 I-C-2 教育の質を保証している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果を焦点とする査定（アセスメント）の手法を有している。
- (2) 査定の手法を定期的に点検している。
- (3) 教育の向上・充実のための PDCA サイクルを活用している。
- (4) 学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを確認し、法令を遵守している。

<区分 基準 I-C-2 の現状>

学習成果を焦点とする査定（アセスメント）については、教育課程レベル、科目レベルの各々で手法を有して実施している。

教育課程レベルでの学習成果の査定では、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格の取得が主要な部分である。本学では建学の精神および教育目的・目標に基づき、学習成果の一つである免許・資格取得に向けて教育課程を編成している。教員免許状と国家資格の取得は、関連省庁が定める専門的教育内容の修了を意味しており、本学の教育の質の保証ともいえる。例年、幼稚園教諭免許状と保育士資格の取得率は 90% を超え、保育職就職希望者の 100% が保育職に就職していることから、学外の保育現場から、本校における教育の質が認められていると捉えられる。また毎年、公立の幼稚園・保育所の採用試験への合格者もあり、公立採用試験レベルに対応する教育の質も保証されている。

さらに、各種のアンケートを通じて学習成果の査定を行っている。卒業直前の 2 年生対象で学習成果を含めて幅広い内容で実施する卒業時アンケート「本音で書こう！ 学生生活」、卒業後 2 ヶ月程度の卒業生対象で主に就職後の状況を尋ねる「新卒業生アンケート」などにより、在校生・卒業生の視点で、建学の精神やディプロマポリシー（学位授与の方針）の達成度、教育課程への満足度等を把握し、結果を各部委員会や

教授会で共有することで、教育の向上・充実のための PDCA サイクルとしている。

科目レベルでの学習成果の査定は、授業科目担当者が「授業計画・授業内容（シラバス）」に各授業科目の評価の方法と評価基準を示し（P）、シラバスに沿った授業を実施後、試験、レポート、実技試験等により成績評価を実施（D）し、「学生個人の試験結果」「学生による授業評価アンケート」（C）をもとに次年度の授業の改善（A）を行っている。このサイクルで、試験、レポート、実技試験等の結果から行う学生個人の学習成果の査定と、「学生による授業評価アンケート」結果から行う教員側での学習成果の査定が実施されている。

個々の科目担当者としての教員は、「授業評価アンケート」結果を受け取った上で、授業評価アンケートをふまえた「授業評価アンケートに対する授業担当教員からのフィードバックコメントシート」を提出している。各教員による、査定結果をふまえた次学期・次年度への活用の方向性は、フィードバックコメントにより可視化されている。これらの結果は、集計後に自己点検・評価委員会で内容共有と課題検討を行った上で学内公開（非常勤講師を含む）し、組織的に学習成果を焦点とする査定、教育の向上と充実を図る機会となっている。また、授業相互参観を平成 30 年度も実施している。各授業を参観することによる学びや参観者からの意見を収集し、それを公開することで、各教員の授業改善にもつながり、これも教育の質の保証をしている。

また、各学生レベルでは、GPA 制度により、GPA 値を学生に示したり、GPA 値をもとに高評価の学生に対して学内表彰を行ったりすることで、学習成果の可視化に努めている。また、学期ごとに作成する「履修カルテ」が、学習成果を具体的に測り教育の質を保証する一つの手法である。2 年次後期開講「保育実践演習」の修了時での完成に向けて、学生は 2 年間を通して学期ごとに「履修カルテ」を作成する。学期ごとに、自己の学びと残された課題を明確にし、教員として必要な資質能力の獲得の到達度を確認する。学生が、教職・保育職に就く自覚を高め、意欲を持って自己課題と向き合う機会となっている。学生が記入した履修カルテは、グループ担当教員が確認しコメントを記入する形で、教員が学習成果を査定する機会にもなっている。

「授業評価アンケート」や「卒業時アンケート」等の各種アンケートについては、実施毎に自己点検・評価委員会において振り返り、課題等の意見交換を行い、点検をしている。「授業計画・授業内容（シラバス）」については、学務部会によって、毎年、内容の検討・点検が行われている。

学校教育法、短期大学設置基準、教員や保育士養成等に関わる法令、公文書等の制定・改正について教授会等で資料を提示し、情報を共有して法令順守に努めている。教育課程に関する研修会等には、代表の教職員が参加し、教授会と事務職員会を通じて全教職員に報告を行っている。非常勤講師に対しては、必要に応じて懇談会等にて説明をしている。

本学の教育課程は、2 年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得できるよう、学校教育法、短期大学設置基準等の関係法令の変更などを随時確認し、関連省庁の通知等を順守して編成している。教職課程に関しては、教育職員免許法及び施行規則の規定に従い必要な手続きをとっている。平成 30 年度は、再課程認定に伴い、コアカリキュラムに沿ったシラバス作成を行い、認定審査に申請し、認定を受けている。保育

士養成に関しては、厚生労働省の「指定保育士養成施設指定基準」を順守し、新カリキュラムによる教育課程を編成して、各科目の授業内容や単位数等を遵守している。令和元年度実施の保育士養成課程の改正に伴い、カリキュラム編成を行っている。このように関係法令・規則・基準等に遵守することでも、教育の質を保証している。上記の免許・資格以外にも、社会福祉主事任用資格、市民救命士（小児コース）、ピアヘルパーの各資格が取得可能である。令和元年度より、准学校心理士の資格取得も可能となっている。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の課題>

本学における自己点検・評価における組織に関しては、自己点検・評価委員会を設けているが、自己点検・評価委員会規程に則った構成員とはなっておらず、規程の改定または委員会構成員の変更が必要である。また、自己点検・評価の活動に関しては、概ね良好に実施されている。しかし、学生による授業評価アンケートの質問項目が、適切に授業を評価できる内容とは言い切れないことや、入学時アンケート、卒業時アンケートなど入口から出口までの学習成果の可視化をふまえたアンケートを作成する必要があるため、各種アンケートの抜本的な改善が求められる。

<テーマ 基準 I-C 内部質保証の特記事項>

より充実した内部質保証のために、他大学からの意見や助言を必要とする。これまでも実施してきた相互評価を令和 2 年度に実施する予定であり、そのための準備を行っていく。

<基準 I 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

実施計画に盛り込まれていた①建学の精神と 3 ポリシー等との一貫性は、ポリシー策定・修正に際して建学の精神が常に意識されており、確保されている。②関係者への共有化に関する定期会議等の整備は、事業計画策定し建学の精神が踏まえられ、教職員による共有化の説明会、教授会等の定期会議などで定期的に確認されており、学生や地域に対しても関連科目や行事・各種プログラムで共有化されている。④PDCA サイクルによる共有化の検証作業は、宗教部においてまとめられ教授会に報告されており、改革に活用されている。⑤今年度計画されている 130 周年事業の計画の中で、創立者ハウ先生に関連資料の整備が進んでおり、記念事業でも特別公演を通じて、建学の精神の関係者に対する再確認が進められる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

改善課題としては、①建学の精神では分かりやすさの促進②教育の効果では分かり易さに向けた PDCA サイクルの調整と指標の精緻化とラーニング・コモンズ等の設備的裏付け、公表等③内部質保証では自己点検・評価委員会の構成員と規定の整合性、学

習成果の可視化の促進と外部視点での評価等があげられている。①では本年度 130 周年記念期間に、2018 年 3 月理事会で決議の建学の精神の改定と各種ワーディングによる理念体系が存在しており、ビジュアルブックや各種ツールやプログラムで可視化の促進を目指したい。②の課題については、今年度改定した 3 ポリシーを踏まえ、PDCA サイクルの徹底を進めるとともに、授業評価アンケート党から収集される成果指標についても見直す予定である。学習成果向上に資する教育環境は、130 周年記念事業募金を通じて具体化を目指すこととしたい。③内部質保証では委員会構成が課題とされているが、根本的には小規模短期大学の教職員の部会・委員会多重所属の問題があり、運用面重視で規定の調整を考えたい。

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

[テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程]

＜根拠資料＞

- ・ 2018 年度学生便覧
- ・ 2018 年度授業計画・授業内容（シラバス）
- ・ 頌栄短期大学ホームページ
- ・ シラバスについて
- ・ シラバスの書き方

[区分 基準Ⅱ-A-1 短期大学士の卒業認定・学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、それぞれの学習成果に対応している。
 - ① 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、卒業の要件、成績評価の基準、資格取得の要件を明確に示している。
- (2) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定めている。
- (3) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針は、社会的・国際的に通用性がある。
- (4) 学科・専攻課程の卒業認定・学位授与の方針を定期的に点検している。

＜区分 基準Ⅱ-A-1 の現状＞

卒業認定・学位授与の方針は、学習成果に対応しており、卒業要件、資格取得の要件、成績評価の基準を明確に示している。卒業要件は短期大学設置基準第 18 条に基づき学則第 26 条に定められ、学位授与に関しては、学則第 28 条と学位規程に基づき短期大学士の学位を授与する要件を規定している。これらの学則、学位規程は、学生便覧に記載され、周知している。

学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）を定め、本学ウェブサイトや学生便覧に掲載し、学内外に表明している。本学の学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）は、以下のとおりである。

ディプロマ・ポリシー(学位授与の方針)

所定の単位を修得し、以下の力を身につけた者に「短期大学士(保育学)」の学位を授与します。また、定められた単位の修得により、幼稚園教諭二種免許状および保育士資格を取得することが出来ます。

- (1) キリスト教精神を理解し、豊かな人間性と社会性を支える広い教養を身につけている。(知識・理解)
- (2) 子どもの全人的理解を深め、保育に必要な専門的知識と技術、またその基盤となる倫理観を身につけている。(知識・理解)

- (3) 子どもの最善の利益について、自ら課題を見つけ、考え、判断することができる。
(思考力・判断力)
- (4) 知識・技術を実践力へと高めるとともに、実践を常に省察し、学び続ける意思と課題解決に向けた行動力を有している。(関心・意欲・主体性)
- (5) 保育者としての使命と責任を自覚し、地域や社会における自らの役割を理解して行動できる。(態度)
- (6) 他者の立場を理解し、自らの考えをことばや文章表現によつて的確に伝えるコミュニケーション能力を身につけた上で、個に応じた保育と支援ができる。(技能・表現力)
- (7) 保育への関心と学習意欲を生涯にわたって持ち続け、保育の発展に貢献しようとする
ことができる。(キャリア形成力)

学位授与の方針は、所定の単位を修得し、かつ社会人、職業人として自覚と責任を持った行動ができると判断した学生に学位を授与するとしており、社会的に適用性がある。また、学校教育法第 104 条の 3 のとおり短期大学士の学位が授与され、国際的にも適用性があるといえる。

卒業認定・学位授与の方針の定期的な点検については、今年度見直しをしていることでも明らかのように、定期的に点検をしている。

[区分 基準Ⅱ-A-2 教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程は、卒業認定・学位授与の方針に対応している。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程を、短期大学設置基準にのっとり体系的に編成している。
 - ① 学科・専攻課程の学習成果に対応した、授業科目を編成している。
 - ② 単位の実質化を図り、年間又は学期において履修できる単位数の上限を定める努力をしている。
 - ③ 成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定している。
 - ④ シラバスに必要な項目（学習成果、授業内容、準備学習の内容、授業時間数、成績評価の方法・基準、教科書・参考書等）を明示している。
 - ⑤ 通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には印刷教材等による授業（添削等による指導を含む）、放送授業（添削等による指導を含む）、面接授業又はメディアを利用して行う授業の実施を適切に行っている。
- (3) 学科・専攻課程の教員を、経歴・業績を基に、短期大学設置基準の教員の資格にのっとり適切に配置している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程の見直しを定期的に行っている。

<区分 基準Ⅱ-A-2 の現状>

本学では、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）に対応して、カリキュラム・

ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を定めている。これに従い、本学は幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の両方を2年間で取得できるよう、学習成果に対応した、分かりやすい授業科目を体系的に配置し教育課程を編成している。また、カリキュラム構成図（カリキュラムマップ）により、各授業科目と学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）のつながりを、整合性をもって確認できる形としている。本学の教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）は、以下のとおりである。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）

1 教育課程の編成

本学の教育目標を達成するため、下記のような教育課程を編成します。

(1)基礎教養科目

1. 豊かな人間性や社会性を育むため、キリスト教関連科目を基底とした教養科目
2. 学習・研究のための言語・情報系科目
3. 健康な身体作りと健康に関する基礎的知識を深める科目

(2)専門科目

1. 保育の基礎的理解、保育の本質・目的に関する科目
2. 保育の対象への理解に関する科目
3. 保育内容の指導・方法に関する科目
4. 保育の技術や技能に関する科目
5. 保育の実践に関する科目
6. 科目の枠を超えた横断的な課題、学習者の関心にもとづく課題についての問題解決学習的な科目

この教育課程は、短期大学設置基準第5条、6条にある教育課程の編成方針にのっとり、体系的に編成をしている。

基礎教養科目については、建学の精神および教育理念に基づいたキリスト教必修科目を卒業必修単位として、人間の尊厳性を学び、豊かな人間性を育む学びの基底を形成している。「頌栄学」は、建学の精神に関するフレーベルやA.L.ハウについての学びを中心としつつ、人間の尊厳性に関わる様々なテーマと取り上げる1年次の必修科目で、自ら考えて学ぶことが重視されている。また、免許・資格の取得のために法令で規定されている科目の他、四年制大学3年次編入等にもつながるよう英語Ⅱを設けている。

専門教育科目は、1年次に保育に関する基礎的な内容の科目を多く開講し、段階を追って専門性を高める科目を配置し、学習成果につなげている。保育に必要な専門的知識は、講義での学びをもとに、演習や実技、実習科目での実践的な学びにつなげて、専門性と実践力が身につけられるように編成している。

特に実習科目は、本学の教育の根幹をなすもので、専任教員・実習担当非常勤講師が委員会に所属して実習指導に注力している。実習指導室所属の非常勤講師は現場経験が豊かな者を採用し、また関係幼稚園・保育園等の保育者を外部講師として招くことも多い。各実習の事前事後指導では、観察記録や指導案作成など個々が実践的に取

り組む課題を多く設定する他、グループ討議等を取り入れて、学生の主体的な学びを促している。2年間の全実習が有機的につながるよう、実習ごとの自己課題の明確化、実習評価のレーダーチャート化、それをふまえた個人面談等を実施している。実習関連で本学が特に力を入れている独自のプログラムは1年次後期の観察実習で、保育実習Ia（保育所）に先立ち、本学関係の保育園・幼稚園で継続的な観察を行い、実習記録の書き方や観察の視点について丁寧な個別の添削指導を行うものである。

2年間で幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を目指すため、1年間で取得する単位数が多くなる状況があるが、CAP制を設け、年間において履修できる単位数の上限を定め、出来る限りの努力をしている。

成績評価については、シラバスで科目ごとに『評価の方法』として明記し、その方法・基準に基づいて行なっている。成績評価に当たっては、多様な活動の成果を評価する観点から、授業時の小テストやミニレポート、授業内での実技発表についても評価観点を明示するなど、教育の質の保証に向けて、適切に成績評価を行えるようにしている。以上のことから、成績評価は学習成果の獲得を短期大学設置基準等にのっとり判定を行っている。

シラバスについては、シラバス作成を依頼する際、『シラバスについて』『シラバスの書き方』という文書を全科目担当教員に配布し、授業の概要、授業の到達目標、評価方法、授業計画・ねらい、事前・事後の自主学習について、テキスト、参考書・参考資料等、その他オフィスアワーについて等明確に示すようにしている。各教員から提出されたシラバス原稿をシラバス作成担当者以外の教員で確認し、各項目が適切に書かれているか等チェックを行っている。

通信による教育を行う学科・専攻課程は設けていない。

教員の配置については、短期大学設置基準第7章「教員の資格」にのっとり、せん教員審査を行い、専門性、業績等の適性を充分考慮して、担当科目を決めている。特に、実習指導については、豊かな現場経験を有する非常勤講師を複数配置し、実践的な指導を行っている。

建学の精神にのっとり、教育課程の検討をカリキュラム検討委員会において行なっている。昨年度より平成30年度の教職課程再課程認定、保育士養成課程の変更に伴い、教育課程の大幅な見直しを行った。

[区分 基準Ⅱ-A-3 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、幅広く深い教養を培うよう編成している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教養教育の内容と実施体制が確立している。
- (2) 教養教育と専門教育との関連が明確である。
- (3) 教養教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

<区分 基準Ⅱ-A-3の現状>

基礎教養科目は、豊かな人間性や社会性を育むための科目である。その中で、建学の精神であるキリスト教の教え、信仰、歴史について保育科1年で学ぶ「キリスト教

学」、本学を創設したアニー・L.ハウの実践の学びである「頌栄学」、保育科2年で学ぶ「キリスト教保育」を通し、本校が日本で現存する一番古いキリスト教主義の保育者養成校であることを誇りに思い、キリスト教保育とは何かを学んでいる。

基礎教養科目は1・2年次に配置され、次のような形で専門教育科目につなげていけるようにしている。「頌栄学」は「総合表現」、「体育（実技）」は「幼児体育Ⅰ」「幼児体育Ⅱ」、「心理学」は「教育心理学」「保育の心理学Ⅱ」へつながっていくなど、基礎教養科目での学びが専門教育科目への学びに関連している。

2年間に亘り、建学の精神の学びを通して、幅広い知識の修得と、広く豊かな教養を修めることができるよう科目を編成している。「豊かな人間性と高い専門性」を有する保育者として、社会から大いに求められるように専門教育科目を修得し基礎教養科目と合わせて、教養教育を行っている。

今後は、策定されるアセスメント・ポリシーに基づき、学習成果を測定、検証することで、基礎教養科目の改善に取り組んでいく必要がある。

[区分 基準Ⅱ-A-4 教育課程は、短期大学設置基準にのっとり、職業又は实际生活に必要な能力を育成するよう編成し、職業教育を実施している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の専門教育と教養教育を主体とする職業への接続を図る職業教育の実施体制が明確である。
- (2) 職業教育の効果を測定・評価し、改善に取り組んでいる。

＜区分 基準Ⅱ-A-4 の現状＞

本学の職業教育の中核を担うのは進路ガイダンスであり、これは正規の教育課程に組みこまれてはいないが、社会人として、また職業に必要な能力を育成するべく体系的に編成し、進路支援室の教職員を中心として全学生対象に実施してきた。

平成30年度の進路ガイダンスは、1年生を対象に18回、2年生を対象に28回実施した。進路ガイダンスでは、授業や実習とキャリア形成が有機的につながっているという理解を前提にプログラムが構成されている。すなわち教育課程に含まれる科目である基礎演習や保育実践演習、あるいは実習指導などの授業内容である保育に携わる職業人としての資質を高める教育の一部を補完するものとして構成されている。従ってこれらの授業での学習成果や課題は進路ガイダンスに反映されている。

毎年5～6月には、進路支援室の教職員を中心に新規採用された卒業生の職場を訪問し、職場の責任者から卒業生の勤務の状況や専門性に係る就業内容について聞き取りを行い、同時に卒業生本人からも、就業に困難を感じているような事柄がないか聞き取りを行っている。また、毎年7月に開催している新卒業生懇談会で教職員が相談を受けた事例や、懇談会に先立つ新卒業生アンケートの回答により浮上した問題点など、あらゆる機会を通して得られた課題が進路ガイダンスの内容や方法の改善に生かされている。

進路ガイダンスは、概ね充実した内容で整備されてきているが、過密な教育課程の間隙を縫って行われるため、実施の在り方が積年の検討課題とされてきた。即ち、実

施計画が示されてはいるものの、学生にとっては不定期開催の感が否めないこと、正規の授業でないため出席の必要性を認識できずにキャリア形成の機会を失っている学生が少なからず存在することなどが問題となっていた。これらの課題を解消するため、令和元年度から教育課程に組みこまれた新科目「キャリアへのアプローチⅠ」が新設されることとなった。社会で活躍するためには、自らの使命感に基づき主体的に行動し、問題に対処できる能力が必要であるとして、その目標設定、情報収集やコミュニケーション、社会生活のスキルを高めるため、①本学の建学の精神に基づく個々の価値形成、②社会人としての視点の醸成、③職業人としての成長の3点を柱とする授業内容となっている。これまでに実施された進路ガイダンスの内容と既に教育課程の中に位置づけられていた基礎演習の内容の一部を踏襲してスタートするが、正規の授業としての評価が下されることで、更なる教育内容の精選充実につながることを期待している。

[区分 基準Ⅱ-A-5 入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を明確に示している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学者受入れの方針は学習成果に対応している。
- (2) 学生募集要項に入学者受入れの方針を明確に示している。
- (3) 入学者受入れの方針は、入学前の学習成果の把握・評価を明確に示している。
- (4) 入学者選抜の方法（推薦、一般、AO選抜等）は、入学者受入れの方針に対応している。
- (5) 高大接続の観点により、多様な選抜についてそれぞれの選考基準を設定して、公正かつ適正に実施している。
- (6) 授業料、その他入学に必要な経費を明示している。
- (7) アドミッション・オフィス等を整備している。
- (8) 受験の問い合わせなどに対して適切に対応している。
- (9) 入学者受入れの方針を高等学校関係者の意見も聴取して定期的に点検している。

<区分 基準Ⅱ-A-5の現状>

入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は、本学の教育目標・目的を理解し、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を踏まえた学習成果を達成しようとする人物を求めるものである。本学の入学者受け入れの方針（アドミッション・ポリシー）は以下のとおりである。

本学の教育目標を達成し、高度な専門性を有する人間性豊かな保育者を養成するために、次のような学生を求めます。

- (1) 読み・書き・表現の基本的な力、および修学に必要な実技能力を有している。(知識・理解)
- (2) 物事を多面的かつ論理的に考察することができる。(思考力・判断力)
- (3) 自らの考えを的確に表現し伝えることができる。(技能・表現)
- (4) 子どもに対する興味・関心が高く、積極的に学び、“保育のプロ”として社会に貢献する意欲がある。(関心・意欲)
- (5) 協調性に富み、他者と関わることに積極的であり、対話を通して相互理解に努めようとする態度を有している。(態度)

入学者受け入れの方針は、学習成果に対応しており、建学の精神とともに学生募集要項の冒頭や本学ウェブサイトに掲載されるとともに、学生便覧においても他のポリシーとともに記載されている。また、オープンキャンパスや進学相談会での入試説明においても、本学が求める学生像や入学者の受け入れ方針を示すようにしている。

入学者受け入れの方針に基づき、入試については高大接続の観点から、高等学校3年間の学習成果についてA0入試のエントリーシート、出願書類(志望動機、調査書、指定校推薦は評定平均が3.3以上、推薦書)等を通じて把握に努めている。また入試では受験者全員に対して、アドミッション・ポリシーの評価軸に基づく設問を設定した面接を行い、入学前の学習成果や社会活動等を把握し、学びの意欲や保育への適性等を把握するよう努めている。

入学試験種別については上記ポリシーに基づき多様な選抜の方法を取りつつ行っている。アドミッション・ポリシーに示された「技能・表現」と「関心・意欲」は面談とレッスンを通じてそれを形成的に評価するA0入試において的確に把握・評価されている。また、本学の教育理念に対する理解についてはその教育理念に理解を示す高校との関係、キリスト教的理念を介した関係、保育という仕事を理解する家族的な継承関係、などを各々重視した推薦入試B(以上、各々、指定校推薦入試、キリスト者入試、ファミリー入試)が行われている。これらについては、評定平均値、選抜基準を募集要項において明示することで適正に行われている。さらに、推薦入試A(公募推薦)、一般入試、社会人・学士取得見込み者入試を通じて、広く社会貢献を志向し、保育者に関心を示す受験者層を迎え入れる態勢をとっている。

授業料については学生納付金すべてを募集要項において、初年度、2年次ともに内訳を示しつつ必要な経費を明示している。

これらアドミッション・オフィスの業務は入試広報室が担当し、受験生に対する対外的な窓口となる一方で、学内的な窓口ともなっている。

受験を希望する受験生や保護者、高校の進路指導担当者に対しては、オープンキャンパス、入試個別相談会(単独で適宜開催するとともに、大学祭、クリスマスの夕べ、等の行事当日にも実施)を通じてその問い合わせに応じている。オープンキャンパスでは本学在学中の学生多数の参加の下、2年間の学生生活を通じた学びの具体的な情報提示の場を提供している。学外者の詳細な問い合わせについてはこれらの機会に設定

される教員による相談コーナーのみならず、日常的に電話もしくは大学ホームページ問い合わせフォームからのメッセージに対応するとともに、希望に応じてキャンパス見学含めた大学案内を随時実施している。

高校の進路指導部教員を招いた高校教員対象説明会や、教職員による高校訪問を通じ、高等学校関係者の意見を聴取し、担当者による報告書として集約している。入試広報室はその資料の集積・分析を通じて高等学校での教育・進路指導の現状を把握し、入学者受け入れの方針を点検している。

[区分 基準Ⅱ-A-6 短期大学及び学科・専攻課程の学習成果は明確である。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学習成果に具体性がある。
- (2) 学習成果は一定期間内で獲得可能である。
- (3) 学習成果は測定可能である。

<区分 基準Ⅱ-A-6 の現状>

シラバスにおいてそれぞれの科目の授業のねらい、到達目標が記載されており、各科目における具体的な学習成果が示されている。各科目において、半期ごとに学習成果を獲得できるように授業計画をたてている。

学習成果は、学位授与の方針（ディプロマ・ポリシー）として、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格の取得を含む形で、具体性をもって定められている。また、カリキュラムマップにより、学生が卒業や資格取得までの見通しを持ち、学習成果の具体性や達成可能性、実際的な価値を捉えられるよう努めている。その教育課程を経て、卒業者の大半が幼稚園教諭免許状と保育士資格を取得しており、学習成果は達成可能で、2年間という基本的な修業期限内で獲得が可能となっている。卒業時の取得率は、幼稚園教諭免許状については平成30年度で97.5.4%、保育士資格については平成30年度で98.3%、である。加えて、保育者としての就業に必要なものとして、修業期間内に取得できるよう、全学生を対象に学内で講習を設定している市民救命士（小児コース）は、平成28年度の取得率が100%でこれも獲得可能となっている。

また、ほぼ全ての学生の資格・免許取得という形で、各授業科目の学習成果の積み重ねが明確に実現し、さらに幼稚園・保育所・認定こども園・社会福祉施設等の保育福祉現場への就職へとつながっていることから、本学の教育課程の学習成果は測定可能で実際的な価値があるといえる。保育職希望者の就職率は100%を継続している。

授業科目レベルでは、個々の学習成果を検討するために、「授業計画・授業内容（シラバス）」内で、「授業の到達目標」を明確に記述し、「事前・事後との自主学習について」、「評価方法」等を具体的に記述する形で、求められる量的・質的学習成果を確認しやすくしている。より学生側の視点に立った学習成果の示し方とその査定について、非常勤講師を含む教員全体が明確に共通認識をもてるよう、シラバス作成時に、「～ができる」「～を説明できる」等の表現も例示して丁寧に説明を行っている。このシラバスをもとに各教員は、学習到達目標の達成が可能となるよう授業を行い、成績評価を

通じてその査定を行っている。定期試験で不可を得る学生数は限られており、平成 30 年度卒業生の履修科目の評価平均点（卒業までの全履修科目の平均）は 81.5 点であった。各授業科目で獲得可能な学習成果が定められ、大半の学生は科目の学習成果を開講期間内に十分に獲得している。「保育実践演習」での履修カルテ作成は、学期ごとの学習成果を詳しく振り返る機会であり、学生自身およびコメントを記載する教員によって、教育課程を通じての学習成果を量的・質的に査定する機会となっている。

また、授業評価アンケートにおいても、学生による授業評価と、授業への取り組み姿を評価する内容が含まれているため、教員、学生それぞれが学習成果を評価することができる。

【区分 基準Ⅱ-A-7 学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みをもっている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) GPA 分布、単位取得率、学位取得率、資格試験や国家試験の合格率、学生の業績の集積（ポートフォリオ）、ルーブリック分布などを活用している。
- (2) 学生調査や学生による自己評価、同窓生・雇用者への調査、インターンシップや留学などへの参加率、大学編入学率、在籍率、卒業率、就職率などを活用している。
- (3) 学習成果を量的・質的データに基づき評価し、公表している。

<区分 基準Ⅱ-A-7 の現状>

GPA 測定により総合的な学習成果の測定を行い学習指導、学長表彰の選考に活用している。今後、実習や進級、卒業判定の資料としての活用も検討していく予定である。また、学位取得者数、保育士資格、幼稚園教諭二種免許状取得者数は、卒業判定時に教務委員会に挙げられ、学習成果獲得状況が把握され、教授会で報告されている。学生の業績の集積（ポートフォリオ）については、例えば「音楽Ⅰ～Ⅲ、器楽演習」において、一人ひとりの進度が記録されており、進度と到達度がわかるようになっている。

学生調査については、1 年次調査、卒業時アンケートや短大生調査を実施し、学生の満足度、2 年間の学習成果、授業外学習時間など内容について集計を行っている。また、学生の自己評価による「教職課程履修カルテ」や「授業評価アンケート」の結果も集計を行い、学習成果の獲得状況把握に活用されている。雇用者への調査については、実習巡回や就職先訪問の際に聴取した内容を報告書にて提出し、実習委員会や進路支援担当によって集計されたものが教授会で報告されている。年度末に集計される在籍率、卒業者数、就職者数、進学者数、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得者数は、教授会で報告され、その結果について検討が行われている。

また、卒業者数、就職者数、進学者数、保育士資格・幼稚園教諭二種免許状取得者数は、ウェブサイト上で公開している。

[区分 基準Ⅱ-A-8 学生の卒業後評価への取り組みを行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 卒業生の進路先からの評価を聴取している。
- (2) 聴取した結果を学習成果の点検に活用している。

<区分 基準Ⅱ-A-8 の現状>

毎年5月から6月に、前年度卒業した卒業生の就職先へ全教員と進路支援室職員で訪問している。卒業生の様子をうかがいながら、大学での学びが活かされているか、仕事への取り組みが就職先の求める資質に相応しいものであるか、今後本学にどのような取り組みを期待するかなどの聞き取りをしている。聞き取りの結果は「園訪問報告書」に記録している。また、2年に一度実習園との懇談会を開催しているが、その際にもできるだけ、卒業生の評価、本学に期待される取り組みを聴取するようにしている。このように様々な機会に得られた卒業生に関する情報は、進路支援室で取り纏めている。また、過去の卒業生の経過把握にも役立てているので、訪問で得た情報は学生支援、進路支援等において、大いに活用し迅速に改善に役立てていくことを見込んでいる。

聴取した結果を学習成果の点検に活用できてはいないため、今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の課題>

本学は、保育科のみの単科であるため、カリキュラムでは、学習成果を念頭に置きながら、保育者養成を目標とした科目編成を行うことができるが、免許・資格に必要な科目を中心にカリキュラムを編成している為、科目選択の幅はないという問題を有している。その中でも、時代の要請と学生の実情に合わせたカリキュラム編成のための定期的な見直しを行いながら、本学の特色を活かし、より時代と社会のニーズに応じた保育者養成を目指した教育課程を編成することが課題である。

学生の業績の集積（ポートフォリオ）、については、集積の方法と学生へのフィードバックをどうしていくのかを検討していく必要がある。

学習成果の獲得状況を量的・質的データを用いて測定する仕組みについては、測定方法、評価方法の検討、またその活用法も検討していく必要がある。

学習成果の測定、評価に関する公表について、学習成果の一端となる卒業者数などをウェブサイト上等に公表はしているが、学習成果の公表は十分とは言えない。今後様々方法で測定された学習成果を評価し、公表できるようにしていく必要がある。

学生の卒業後評価への取り組みについては、情報の収集は行われているが、情報の共有、学習成果の点検には、活かされていないため、今後の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援]

<根拠資料>

- ・2018年度学生便覧
- ・2018年度授業計画・授業内容（シラバス）
- ・2018年度大学案内
- ・2018年度学生募集要項
- ・2018年度教授会記録
- ・2018年度授業評価アンケート関係資料
- ・フレッシュマンキャンプ関係資料
- ・実習指導関係資料
- ・2018年度頌栄短期大学事業報告書
- ・図書館だより
- ・就職の手引き
- ・学生相談室ポスター
- ・頌栄祭パンフレット
- ・2018年度進路支援室会議議事録
- ・2018年度進路ガイダンス関係資料
- ・2018年新卒業生アンケート
- ・就職・進路懇談会関係資料

[区分 基準Ⅱ-B-1 学習成果の獲得に向けて教育資源を有効に活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 教員は、シラバスに示した成績評価基準により学習成果の獲得状況を評価している。
 - ② 教員は、学習成果の獲得状況を適切に把握している。
 - ③ 教員は、学生による授業評価を定期的を受けて、授業改善に活用している。
 - ④ 教員は、授業内容について授業担当者間での意思の疎通、協力・調整を図っている。
 - ⑤ 教員は、教育目的・目標の達成状況を把握・評価している。
 - ⑥ 教員は、学生に対して履修及び卒業に至る指導を行っている。
- (2) 事務職員は、学習成果の獲得に向けて責任を果たしている。
 - ① 事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。
 - ② 事務職員は、所属部署の職務を通じて教育目的・目標の達成状況を把握している。
 - ③ 事務職員は、所属部署の職務を通じて学生に対して履修及び卒業に至る支援を行っている。
 - ④ 事務職員は、学生の成績記録を規程に基づき適切に保管している。

- (3) 教職員は、学習成果の獲得に向けて施設設備及び技術的資源を有効に活用している。
- ① 図書館又は学習資源センター等の専門的職員は、学生の学習向上のために支援を行っている。
 - ② 教職員は、学生の図書館又は学習資源センター等の利便性を向上させている。
 - ③ 教職員は、学内のコンピュータを授業や大学運営に活用している。
 - ④ 教職員は、学生による学内 LAN 及びコンピュータの利用を促進し、適切に活用し、管理している。
 - ⑤ 教職員は、教育課程及び学生支援を充実させるために、コンピュータ利用技術の向上を図っている。

<区分 基準Ⅱ-B-1の現状>

本学は建学の精神に基づくディプロマポリシー（学位授与の方針）を定め、教員はカリキュラム・ポリシー（教育課程編成の方針）とそこでの各授業科目の位置づけを理解してシラバスを作成し、成績評価を行っている。成績評価は、科目担当教員が成績評価基準を詳細に定め、各教員の責任の下で行っている。「授業計画・授業内容（シラバス）」において、成績評価基準は、「授業の到達目標」に対する学生の達成度をどのような基準と方法で評価するのか具体的に記載され、「授業への取り組み状況」「小テスト」「レポート」「リアクションシート」「定期試験」等の項目ごとに、評価割合が明記されている。

学習成果の状況の把握は、授業科目レベルでは各学期末の教授会において、教育課程レベルでは卒業判定会において、全専任教員で行っている。また、グループ担当制を通じて学習成果の獲得状況を把握し、きめ細やかな指導につなげている。グループ担当教員は、様々な場面での面談（1年次前期は学習・生活状況、2年間を通じて各実習後に実習状況、2年次は進路について）や、「保育実践演習」の履修カルテへのコメント記入等を通じて、学生の学習・生活状況を継続的に把握し助言を行っている。その把握内容は、学務部や実習委員会等で組織的に共有され、個別の配慮や指導を行う等の組織的な学習支援につながっている。学期途中においては、小テスト等の結果を通じて、また授業実施日と実施内容等の状況をシラバスの対応表に書き込む形で、教員が学習成果の状況を適切に把握している。

教員は、毎学期末の授業評価アンケートにより、学生による授業評価を定期的に受けている。各教員は後日、授業評価アンケートの結果を受け取った上で、「授業評価アンケートをふまえたフィードバックコメントシート」を提出しており、このプロセスは6年間継続して実施されている。これらの結果は、各教員へフィードバックするとともに、全体の集計結果を自己点検・評価委員会で共有・検討し、学内公開しており、教員全体で十分認識されている。

学生による授業評価アンケートの結果の授業改善への活用は、「授業評価アンケートをふまえたフィードバックコメント」により可視化されている。授業評価アンケートを学習成果の把握と授業改善に一層活用できる形に発展させるべく、自己点検・評価委員会のもとに「授業評価アンケートワーキングチーム」を設置し、用紙の様式や質

問項目、実質方法等の改善に向けて検討を重ねている。

授業内容について担当者間での意思の疎通、協力・調整は次のように図っている。実習関係では、毎月の実習委員会で、各実習の事前事後指導や本実習の内容を詳細に共有しており、授業内容についての協力・調整は非常に充実している。また、観察実習記録の添削指導に関しては、非常勤講師を含む実習担当教員に加え、保育内容系の教員も参加して、観察実習の開始前また必要に応じて期間中にも、添削の方針や基準を話し合う時間を設け、協力体制を構築している。添削指導の詳細については、学内システム（サイボウズ）を活用して、随時意見交換をしながら進めている。また、多数の教員が関わる科目（1年次前期「基礎演習」、1年次後期「頌栄学」、2年次後期「保育実践演習」）では、開講前に教授会で共通理解を図るほか、学内システム（サイボウズ）を用いて、授業内容の詳細、学習成果獲得の経過、検討課題等を丁寧に共有している。

FD活動は、上述の授業評価アンケート（が一つの重要な柱となっている。授業評価アンケート結果にもとづくフィードバックコメントの作成や、結果共有後の振り返り（自己点検・評価委員会、教授会）に基づき、各教員は授業・教育方法の改善を行っている。また、教員間が学びあう形でのFD活動として、授業相互参観を実施しているが、参観後に提出されるコメントシート（参観者、授業実施者の双方）を学内共有することで、各教員は、板書方法や視聴覚教材の利用について等、具体的に各自の授業改善に活用している。FDに関わる学外研修への参加も、各教員に勧めている。また、平成29年度より忌憚ない意見を記述できるよう、コメントシートのフォームを修正し、授業改善の促進を図った。さらに、令和元年度より実施の新カリキュラムを円滑に運営することを目的とし、学修成果の可視化実現に向けた学内研修会を開催した。特に保育内容系や初年次教育系の担当別に、新入生に向けた導入ガイダンスの準備を行うなど、具体的計画に結びつく活動を展開した。

本学はキリスト教精神を土台とした保育者の養成を教育目的・目標としており、その達成状況は、免許・資格の取得状況、保育福祉現場への就職状況、礼拝やキリスト教必修科目の授業評価等から、把握・評価され、教員間で十分共有されている。

学生に対する履修及び卒業に至る指導は、学務部教員を中心に入学時・進級時に行う学生全体への履修指導を基本とし、さらに学業不振や出席不良の学生に対しては学務部教員とグループ担当者での面談を行い、学習支援を行っている。また、グループ担当教員は、様々な場面での面談（1年次前期は学習・生活状況、2年間を通じて各実習後に実習状況、2年次は進路について）や「保育実践演習」の履修カルテへのコメント記入を通じて、継続的に各学生の状況を把握し、適切な相談指導を行っている。

事務職員は、所属部署の職務を通じて学習成果を認識して、学習成果の獲得に貢献している。建学の精神に基づく教育目的・目標、ディプロマ・ポリシー（学位授与の方針）、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を認識し、学生の学習成果達成のために丁寧な支援・指導を行っている。学習成果の認識や、教育目的・目標の達成状況把握については、毎月の職員会を通じて全体で行う他、各所属部署の職務を通じてなされている。学務部会では学生の学習成果を毎月認識し、年度末には卒業判定資料作成に際し教職員全体で成績を確認している。

学生の成績記録は、学校教育法施行規則第 24 条、第 28 条に基づき、教務課職員が適切に管理、保管している。卒業後の成績証明書の請求にも適切に応じられている。また、実習先からの評価表についても実習指導室が、入試に関する成績等は、入試広報室の職員によって適切に保管している。その他の記録についても、個人情報保護の観点から、保管と廃棄については細心の注意をはらい行われている。

図書館では、保育・幼児教育に関連した資料を中心に 111,673 冊（平成 30 年 5 月現在）を備えており、特に絵本、パネルシアターの豊富な蔵書は学生の授業や研究、実習に大いに活用されている。カウンターでは丁寧なリファレンスを行い、新着や推薦図書のコナーを設ける等の支援を行う他、新入生に対しては、入学後に図書館独自のオリエンテーションを実施して、図書検索システム等の説明を行う他、足を運びやすい環境を作っている。また、授業の一部を図書館内で実施する授業科目もあり、その際は図書館職員がサポートを行っている。

実習前は、貸出数制限の緩和や、貸出期間の延長など、特別の制度を設けて、積極的に図書等の利用を促し、利便性を大いに向上させている。また学生は、図書館の購入図書の希望をあげることができ、その希望に対する採否結果は、図書館職員が理由と共に図書館前に掲示している。土曜日を含めて授業実施日には開館し、授業の開始終了時間の前後を含める時間帯で対応を行い、利用しやすくしている。

図書館では、館内での個人学習やパソコン利用が学習に役立っている他、保育関係を含めて学生の関心が高い雑誌を多く配置することで、利便性を増すとともに学生の居場所の一つにもなっている。

さらに図書館は、本学の創立者である A.L.ハウに関する貴重な資料・図書等の管理を担っている。本学の乳幼児研究所がハウ資料の主たる責任部署であるが、司書もその一員として関係資料の整理・保管作業に携わっている。一部の授業科目内で A.L.ハウに関する資料の閲覧希望もあり、乳幼児研究所と連携した対応を行い、学習を支えている。

なお、本学の図書館は卒業生に対する貸出を行っている。また、地域住民には閲覧利用を行っており、同一敷地内にある幼稚園の親子の利用が多く見られる。在学生への直接的な支援ではないが、本学が卒業生支援また地域貢献を行うことにより、在学生の学習成果獲得の支援も果たしている。つまり、学生にとって、保育者として地域や社会における役割を考える態度の形成や、地域の親子と日々間近に触れ合う機会としても、図書館が広い意味で貢献している。

教職員は、各自に支給されている学内のコンピュータや学内 LAN を、日常的に学校運営に用いている。D 棟のパソコン室を情報系の授業で使用する他、各教室に一台設置されているコンピュータはパワーポイントの映写やインターネット接続での情報提供等の形で、複数の授業で活用されている。

学生による学内のコンピュータ利用は、場所が限られるものの、B 棟 304 講義室と図書館のパソコンについて、入学時のオリエンテーション等で案内し促進している。B 棟内のパソコン室の LAN とパソコンは、専攻科生を中心に主に論文作成に活用されているが、保育科の授業の一部で使用される他、保育科生個人への利用へも開かれている。パソコンの OS 変更時には学内説明会を行っているが、日常的には学内パソコン担

当の総務課職員が必要に応じてパソコン利用技術の助言を行い、対処している。

[区分 基準Ⅱ-B-2 学習成果の獲得に向けて学習支援を組織的に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 入学手続き者に対し入学までに授業や学生生活についての情報を提供している。
- (2) 入学者に対し学習、学生生活のためのオリエンテーション等を行っている。
- (3) 学習成果の獲得に向けて、学習の動機付けに焦点を合わせた学習の方法や科目の選択のためのガイダンス等を行っている。
- (4) 学習成果の獲得に向けて、学生便覧等、学習支援のための印刷物（ウェブサイトを含む）を発行している。
- (5) 学習成果の獲得に向けて、基礎学力が不足する学生に対し補習授業等を行っている。
- (6) 学習成果の獲得に向けて、学習上の悩みなどの相談にのり、適切な指導助言を行う体制を整備している。
- (7) 学習成果の獲得に向けて、通信による教育を行う学科・専攻課程の場合には、添削等による指導の学習支援の体制を整備している。
- (8) 学習成果の獲得に向けて、進度の速い学生や優秀な学生に対する学習上の配慮や学習支援を行っている。
- (9) 必要に応じて学習成果の獲得に向けて、留学生の受入れ及び留学生の派遣（長期・短期）を行っている。
- (10) 学習成果の獲得状況の量的・質的データに基づき学習支援方策を点検している。

<区分 基準Ⅱ-B-2の現状>

入学手続き者には「入学の手引き」を送付し、入学手続きの詳細をはじめ、学生生活、オリエンテーション等の情報を提供している。加えて、保育の学びに対する興味や意欲を持続し入学後にスムーズに授業参加が行われるよう、子どもをめぐる記事をテーマとした小論文、子どもの運動遊びの調べ学習、読譜力を習得することを兼ねたピアノと視唱の練習を課し、受講に必要な基礎力と学ぶ姿勢の育成を促す入学前課題を提示している。それらの課題は、「基礎演習」「体育」「音楽Ⅰ」の授業に接続され、討議や実践に活用されている。

入学予定者に対しては3月下旬に招集日を設け、入学後の予定について説明を行い、入学式翌日より行われる新入生オリエンテーションにスムーズに接続できるよう配慮している。

学務部の教職員を中心に、大学での学びや履修等についての説明、学習生活に関わるオリエンテーション等を丁寧に実施している。また、平成30年度は新入生同士の仲間づくりに加えて、オリエンテーションの効率的な実施や、新入生のサポート強化も目的として、入学後にフレッシュマンキャンプを実施している。

学生に向けて、学務部教員が教育課程や資格・免許について解説し、授業科目選択のための履修指導を行う。加えてフレッシュマンキャンプでは、学習の動機付けに焦点を合わせ、高校での学びと異なる「大学での学び」について講義を実施している。

各学期のオリエンテーションの際も、学務部教職員が、履修登録票の記入方法や修正等の指導を行っている。

本学では、幼稚園教諭二種免許状と保育士資格取得のための必修科目が多数を占めており、その意味で学習の動機付けは元来から明確な部分が多い。教育課程編成上、自由な授業科目選択の余地は極めて小さいが、少しでも興味関心を広げて履修が進むよう学習の動機付けに焦点を合わせた助言を行っている。履修登録にあたっては、登録票控えの点検を促し、履修登録の間違いや履修漏れを防いでいる。また、履修登録は基本的に前期に一年分を行うが、後期の履修登録確認を前期終了時に行う際、選択科目についても再度意義を説明し、履修の追加を促す指導も行っている。

学習成果の獲得に向けて、学生便覧、シラバス等の学習支援のための印刷物を発行している。これらの資料に基づき、入学時と各学期開始時のオリエンテーションにおいて、学習の方法や授業科目の選択の説明を丁寧に行っている。

成績不振者には、教員が面談を行い、希望する者には補習授業を行っている。また、毎回の授業での感想シートや学期途中での小テストを行う授業が多く、教員は添削やコメントを記して丁寧に学生にフィードバックしており、個々の学生の状況に応じた配慮と支援の機会となっている。

学習上の悩み等の相談には、グループ担当教員を中心に、必要に応じて複数教員で随時指導助言を行う体制が整っている。全教員が実習巡回指導に携わり、実習後の個人面談をグループ担当教員が行う等の日常的な積み重ねのなかで、学習上の悩みなどの相談にきめ細かく対応しており、全教員のオフィスアワー（週1回昼休み）も利用できるようにしている。学生相談室カウンセラーも学習上の相談にのることができる。学業不振や出席不良の学生には、学務部教員とグループ担当教員が随時面談を実施しており、その理由や学力不足の場合の対応を丁寧に本人と話し合い、記録を取った上で、個人情報に配慮のうえ学務部会や教授会で共有されている。その後は各教員が意識して声をかけたり、課題を添削したりすることで、面談結果を活用している。また、学習面での配慮や支援が必要と思われる学生に関しては、授業科目担当者やグループ担当からの報告を受けて、毎月の教授会での丁寧な共通理解がもたれており、様々な場面で活かせるよう組織的な体制が整備されている。

本学では、通信による教育は実施していない。

進度の速い学生、優秀な学生に対する学習上の配慮として、特別な補習授業を設定してはいないが、小規模校の特性を活かして、各教員が個々の学生の理解度を確認しながら授業の進度や方法を工夫している。また「実習」では、優秀な学生は、観察記録や指導案を実習指導担当教員や実習指導室教員のもとへ多数持参して質問を行い、丁寧な助言・指導を受けており、自主的な質問や相談を積極的に勧めている。このような各学生の学力や進度に関する情報は、観察実習担当教員間や実習委員会で日常的に共有する形が定着しており、必要に応じて教授会等へ報告され、実習指導だけでなく当該学生の学習支援全般に活用されている。

本学は日本語のみの授業ということもあり、現実的に本学への留学希望者はいない状況である。留学生の派遣も特に行っていないが、個別での留学希望者の相談にはグループ担当を中心に応じている。

学習成果の獲得状況の量的・質的データは、各授業科目の「授業計画・授業内容（シラバス）」で明示されている「授業の到達目標」と「成績評価」に沿って厳正に示された成績がその基盤であり、各学生自身がまずはそこから学習成果を測定し、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）やカリキュラムマップとすり合わせつつ、継続的に学習の目標を見据えて学びを深めて行くように指導している。さらに、組織的な学習支援について、入学時アンケート・授業評価アンケート・卒業時アンケートの結果を中心に、実習や進路支援において生成されたデータや、出欠状況も含め考慮しつつ、学務部が中心となって、学習支援方策について点検し、より効果的な方法を見出すよう検討を重ねている。

【区分 基準Ⅱ-B-3 学習成果の獲得に向けて学生の生活支援を組織的に行っている。】

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学生の生活支援のための教職員の組織（学生指導、厚生補導等）を整備している。
- (2) クラブ活動、学園行事、学友会など、学生が主体的に参画する活動が行われるよう支援体制を整えている。
- (3) 学生食堂、売店の設置等、学生のキャンパス・アメニティに配慮している。
- (4) 宿舎が必要な学生に支援（学生寮、宿舎のあっせん等）を行っている。
- (5) 通学のための便宜（通学バスの運行、駐輪場・駐車場の設置等）を図っている。
- (6) 奨学金等、学生への経済的支援のための制度を設けている。
- (7) 学生の健康管理、メンタルヘルスケアやカウンセリングの体制を整えている。
- (8) 学生生活に関して学生の意見や要望の聴取に努めている。
- (9) 留学生が在籍する場合、留学生の学習（日本語教育等）及び生活を支援する体制を整えている。
- (10) 社会人学生が在籍する場合、社会人学生の学習を支援する体制を整えている。
- (11) 障がい者の受入れのための施設を整備するなど、障がい者への支援体制を整えている。
- (12) 長期履修生を受入れる体制を整えている。
- (13) 学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動等）に対して積極的に評価している。

<区分 基準Ⅱ-B-3の現状>

学生の生活支援のための組織は、学生支援担当の学務部長をはじめとする教員や学務課長と学務課員の職員とで構成される学務部（学生支援）が整備されている。また、各グループ担当教員もあわせて学生指導・厚生補導を行っている。

学生が主体的に参画する活動は、学生自治会、クラブ・同好会活動、大学祭（頒栄祭）等があり、必要な支援は学務課（学生支援）と自治会担当教員を中心に行っている。学生自治会は、短期大学保育科および専攻科の全学生を会員としている。自治会役員は毎年立候補を主として選出され、自治会活動を行っている。大学祭（頒栄祭）においては、学務部（学生支援）が総務課と連携し、全体運営を担い、自治会が同窓会、

幼稚園保護者会の協賛を得て企画する体制に移行させたが、実際には自治会が担っている部分は大きい。また自治会は、新年度のクラブ紹介、クリスマス礼拝後の行事（ステージ出演）等を主催する他、卒業アルバムの製作、卒業パーティ（卒業式後に学内で実施）の準備等担っている。自治会役員の引継ぎと学年間の交流のため、新旧役員の学生と自治会担当教員は毎年交流会を実施している。

クラブ・同好会活動は、ハンドベル・クワイヤー、コーラス部、ライブラリーアドベンチャー部、アウトドアクラブ、SCF（頌栄クリスチャン・フェロシップ）が、年間を通して活発に活動した。

学生食堂は業者委託で運営され、小規模の販売ブースと合わせて学生および教職員、併設の幼稚園関係者が利用している。家庭会（保護者組織）からの援助で、学生は教職員や一般利用者よりも安価に利用出来るよう価格の便宜を図っている。アイスクリームや一部パン等の販売も、食堂で行っている。学生ホール、食堂には飲み物等の自動販売機を設置している。業者とは定期的にミーティングを持ち、学生からの声などを反映させるよう努力した。また利用者数が学生数の減少に比例し落ち込んでおり、対応に努めている。

宿舎が必要な学生に対しては、相談に応じまた資料を提供している形である。本学学生の大半は実家からの通学であり該当者は少ないが、入学前の時期には一部相談もみられる。通学のための便宜、配慮は、自転車通学者のための駐輪スペースを構内に設置している。本学は、阪急御影駅から徒歩 10 分の場所に位置しているため、通学バスの運行はしていない。

奨学金等、学生への経済的支援に関しては、日本学生支援機構の奨学金制度（定期、緊急・応用）に加え、本学独自の奨学金制度を設けている。本学独自の奨学金には、頌栄短期大学奨学金（貸与）、頌栄保育学院貸与奨学金（貸与）、財団法人報国積善会奨学金（岸本奨学金）（給付）、アニー・L・ハウ奨学金（給付）、ケーリ記念奨学金（給付）がある他、民間事業者による貸与奨学金の案内もしている。また、本年度より実施された岡松枝奨学金の入試減免制度の実施、成績上位者に学生表彰（学長賞）を実施した。

学費に関しては、経済的事情で学業を諦めることがないように、緊急貸与や授業料の延納・分納にも、個別また非常に丁寧に対応しており、保護者の経済的負担への配慮を行っている。

学生の健康管理については毎年 4～5 月に学生全員の健康診断を行い、健康不安のある学生に関しては医療機関の受診を勧めている。学生の心身状態の把握と配慮は、学務部学務課、グループ担当教員が日常的に行っているが、メンタルヘルスケアやカウンセリングについては学生相談室を設置し、週 2 日相談室に臨床心理士を配置して学生相談（カウンセリング）を行っている。その活動は個別相談のみならずグループワークも試み、ランチアワーやクリスマスリース作りなどを通じて、仲間作りや対人関係を潤わせる役目を果たしている。また、休養室に看護師を配置し、学生にとって身近な休養や相談の場となっており、心身の健康管理を担っている。学生相談体制の強化として学生相談室移転の条件整備を実施した。今日便利な反面、様々な社会問題を引き起こしている SNS をはじめとするインターネットの利用に関して、学生に向けた

ソーシャルメディア・ガイドラインを立案した。

学生生活に関する学生の意見や要望の聴取に関しては、グループ担当との様々な面談（実習後や進路支援等）やグループアワー（入学時・卒業時）が設定されており、そこで学生の意見を聞くことが出来るほか、学務部学務課（学生支援）が窓口となり学生の意見や要望の聴取に努めている。小規模校ゆえに学生と教員の距離が近い本学の特性から、日常的に、様々な教員が学生の声を聞く機会があり、そこで聴取された声は、各部委員会や教授会で柔軟に情報共有もなされている。また「意見箱」が設置されており、学生の意見や要望を受け止める機会となっている。意見箱に提出された意見は、学務部で毎月共有の上、必要に応じて教授会でも報告され、回答が必要なものに関しては学生に対して専用の掲示板で必ず回答を掲示している。卒業学年については、卒業時アンケート「本音で書こう学生生活」を毎年実施し、学生の意見や要望をまとめている。

留学生に関しては、学則第 56 条及び留学生規程に示しているが、該当者がいない状態である。該当者がでた場合には、学務課を中心に個別支援を行う体制となる。

社会人学生は、入試制度の中で社会人・学士取得見込み者入試として門戸を開いている。社会人学生向けの特別な支援体制は整備してはいないが、教職員との個別の丁寧な関わりのなかで、意識して相談・助言がなされる形で支援は概ね充足しているといえる。

障がい者の受け入れに関しては、全般に整備が不十分であるが、学内の一部にエレベーターと障がい者用トイレが設置されている。

長期履修制度に関しては、学則第 53 条及び長期履修生規程を定め体制を整えている。

学生の社会的活動（地域活動、地域貢献、ボランティア活動）は積極的に支援している。大学祭（頌栄祭）は地域に開かれたものとして、例年地域の親子の来場が多く、学生ボランティアは子どもたちが楽しめる複数のブース、ゲーム、お菓子等を提供している。クラブ活動では、ハンドベル・クワイヤー、ライブラリーアドベンチャー部が地域や学内での公演活動を活発に行っており、好評を得ている。また学生の多くは、夏休みを中心に保育園・幼稚園でボランティアを行っており、進路支援室が現場とのマッチング等をサポートしている。日常的にも、主に保育関係のアルバイト、保育・福祉分野のボランティアの情報を掲示しており、進路支援室や福祉系科目担当教員が窓口となり支援している。キリスト教関係における地域や社会との関わりとして、特別礼拝（花の日礼拝、収穫感謝礼拝）後に、お花や野菜・果物を近隣施設に配る活動を、宗教委員の学生がボランティアとして例年担っている。宗教部を中心に大きな災害時等に行われる募金活動や、自治会から大学祭（頌栄祭）の収益の一部を東日本大震災や熊本地震の被災地へ送る活動も行われている。

[区分 基準Ⅱ-B-4 進路支援を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 就職支援のための教職員の組織を整備し、活動している。
- (2) 就職支援のための施設を整備し、学生の就職支援を行っている。
- (3) 就職のための資格取得、就職試験対策等の支援を行っている。

- (4) 学科・専攻課程ごとに卒業時の就職状況を分析・検討し、その結果を学生の就職支援に活用している。
- (5) 進学、留学に対する支援を行っている。

<区分 基準Ⅱ-B-4の現状>

就職支援を中心的に担う進路支援室は、教員4名と職員2名で構成され、学生の進路支援を行っている。担当職員は日常的に、非常に丁寧に個別の進路相談に応じている。また各グループ担当教員は、進路支援室と協力し、個人面談、履歴書の添削、模擬面接などを行い、一人一人の学生の希望に沿ったきめ細やかな進路支援を行っている。

進路資料室では、求人情報や就職フェア等の情報を掲示しており、卒業生の受験報告書や過去の求人状況、就職関係書籍等の資料も自由に閲覧できる。パソコン3台の設置により就職情報を検索できる環境があり、2つの小規模な個室設置により落ち着いて相談に応じられる体制も整えている。

平成30年度の進路ガイダンスは、1年生を対象に年間18回、2年生を対象に28回実施した。進路ガイダンスでは、授業や実習等とキャリア形成が有機的につながっていることを伝え、実習指導や基礎演習、保育実践演習といった授業と連動しながら実施している。個人情報の取り扱いについてのガイダンスや、社会人になるにあたっての職場の人間関係やストレスに向う心構えについてのガイダンスを実施している点が特徴的であり、社会人、保育者としての基礎的な常識・マナー等の指導、保育職の魅力に関する保育現場で働く卒業生の講演、作文、就職試験対策、模擬試験、模擬面接、履歴書の指導やキリスト教主義園内定者へのガイダンスなど重要な内容を細やかに構成している。単位化されていないガイダンスであるために出席率が次第に低下していき、一定の学生のみが出席する傾向がみられる。令和元年度からは進路ガイダンスとして実施されていた一部のプログラムが新設されるキャリア科目に移行されることとなり、授業と進路ガイダンス、双方の内容を検討し整備した。また、資料として作成し学生に配布している「就職の手引き」を進路支援に活用している。

また、保育現場との関係を深めて進路支援にも活かすため、私立の幼稚園・保育園の各団体と保育者養成校の懇談会等にも積極的に参加している。

自治体単位で開催される保育職の就職フェアについても積極的に紹介した。さらに、夏休み期間を中心とした保育ボランティアは、より多くの現場体験が適切な進路選択につながることも意図して支援している。

本学は保育科であることから、教育課程を通じて入学者のほぼ全員が幼稚園教諭二種免許状と保育士資格を取得しているが、保育職をはじめとするキャリアへの意識向上や免許・資格を活かした就職の部分において進路支援室の活動が貢献している。

卒業時の就職状況については毎年度、進路支援室で分析・検討した上で教授会において報告し、共通認識として学生の就職支援に活用されている。就職状況の経過も、毎月の進路支援室会議で丁寧に検討し、秋以降は教授会でも、全体的な集計及び卒業学年全員の決定進路一覧の形式で、詳細まで報告され共有している。就職状況の分析・検討結果は、個々の教員による面談等の進路支援、進路ガイダンスの内容の改善・検

討にも反映され活用されている。その結果、平成 29 年度入学生（平成 31 年 3 月卒業）の保育職希望者全員が幼稚園・保育所・社会福祉施設等に就職し、継続して保育職希望者の就職率 100%を保っている。

進学について、本学保育科からの進学希望者の進路は本学専攻科が中心であるが、他の指定大学からの編入案内は掲示閲覧により全学生に周知している。四年制大学への編入、専門学校への入学、留学等に関する進学相談は少ないが、グループ担当教員と進路支援室が連携し、必要に応じて随時対応をしている。

卒業生支援として新卒業生懇談会を毎年 7 月に実施している。新卒業生懇談会の出欠回答を兼ねて送付するアンケート（新卒業生アンケート）および当日の教員らとの懇談により、社会人として働き始めた卒業生の動向や仕事について、また本学での学びへの意見も集約している。結果は、進路ガイダンスの内容検討や、教育課程の見直しに向けた検討に活用されている。さらに、学園祭である頌栄祭当日に同時開催で卒業後 2 年目以降を対象とした卒業生懇談会を実施している。これらの懇談会は、卒業生同士のネットワークから同級生の状況も伝わるため、今後も実施していく予定である。

新卒業生の就職先である保育現場は全て教職員が訪問し、訪問記録をとっている。なお、乳幼児研究所が主催で主に卒業生を対象とするセミナー（グローリーオープンカレッジ、保育セミナー）も、本学の卒業生支援の一環である。

また、平成 30 年度は兵庫県内私立短期大学就職研究会の当番校であったため、12 月 6 日（金）頌栄短期大学において第 65 回研究会を開催した。この研究会で意見交換した内容も進路支援に生かされている。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の課題>

全般的なキャンパス・アメニティ、学生の福利厚生に関する設備施設には不十分な面が目立ち、今後の大きな課題である。特に、エレベーター設置等の障がい者のための設備の拡充、また学生ホール建造物取り壊しに伴う学生の居場所造りやラーニング・コモンズの整備等、更に議論を深め、具現化していく必要がある。

多様な学生の支援を組織的に行うには、専門知識を持った教職員の配置が必要である。そのためには、現教職員の新たな専門知識、技術獲得のための手立てやスキルアップを図ることやための研修などにも参加しているが、非常勤を含む新たな専門職員の雇用の検討が必要である。特に、心身面での不安を抱える学生、経済的困難を抱える学生等が増えており、支援策を一層検討することが求められる。また学生生活でのマナー向上や、立案したソーシャルメディア・ガイドラインを元に、保育者としての将来を見据えた学びの場を設けていくことが喫緊の課題である。

<テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援の特記事項>

特記事項なし

<基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育課程の行動計画としては、①改定 3 ポリシーの内外周知、②学習成果の確実な実施に向けた PDCA サイクルの強化、③教育課程の効率改善を目的とした教育課程の見直し、④学習成果の厳格化を目指す成績評価基準の検討、⑤学習成果の的確な伝達に資する評価基準の改訂と GPA の採用検討が挙げられていた。

平成 30 年度は、カリキュラム委員会と学務部との連携作業により、また教職課程再課程認定作業で求められるカリキュラム改定と合わせて、教育課程の諸課題特に①③④⑤の各課題は進捗した。①では共通理解を促進しつつ、時期 3 ポリシー改定の準備がなされた。②に関しては、取り組みを開始、指標の選定等課題を推進中である。③は教職課程カリキュラム変更に関連して取り組んでいる。④については、既に 90 点以上を区分として追加し、より厳格な成績評価を開始。⑤は成績評価の的確なフィードバックに関わることであるが、これも既に GPA の導入を終えている。以上行動計画は進捗において、また外的要員に手の濃淡はあるものの、概ね計画に沿って進捗している。

学生支援領域の行動計画としては、①教職員の学習成果に対する意識向上を目指す FD・SD の活発化、②教育環境の改善の為にラーニング・コモンズの整備、③教員の教育・研究意欲の向上を狙う各種情報アクセスの向上、④キャンパス・アメニティ改善等を目指す施設整備や学生の要望の集約、⑤進路支援の充実としての、学生調査の活用、進路ガイダンスの単位化等の促進等が挙げられている。

これらの改善状況は、①については、学外研修への積極的参加を踏まえ、SD 委員会と SD プログラムが目覚ましく前進し、FD 活動についても計画的の着実に実施され、カリキュラム・マネジメントへの展開に備えている。②の施設整備については、財政的制約や施設の将来像の合意を待つ状況に必要性に異論は少ないものの未着手である。④キャンパス・アメニティは、大きな改修等を行っていないが、安全・安心を重視し、必要が整備は行なっている。中長期的に取り組むべき課題と捉えている。⑤進路支援については、本学の強みでもあり、基本作業、丁寧な指導、就職先施設との信頼関係も含めて、万全の体制が実現できており、実績も比類ない。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

今回掲げられている教育課程の課題は、①3 ポリシーの学内外での周知の一層の推進であり、高校生、保護者、実習先や就職先等への拡充、②アドミッション・ポリシーを入試の各方式との整合性の実現に向けて検討、③学習成果の達成度向上に、3 ポリシーに関わる PDCA サイクルの仕組みの強化、④学生の主体的学びの促進に、教育課程の再編による単位取得の効率化、⑤学習成果の可視化並びに査定の厳格化に向け、成績評価基準を見直す、⑥学生自身が学習成果を適切に理解する為に、成績評価や GPA 導入を進めてきたが、活用方法等の検討が必要、⑦学習成果の更なる適正化に、測定方法と量的・質的データの拡充を検討、⑧卒業後の学習評価についても、適正化に向け

たデータ収集・測定方法、とマネジメントサイクルへの組み込みを検討。以上が課題として掲げられている。

教育課程においてあげられた課題群は、過年度からいま目指すべき教学改革の基本課題として、順次取り組み推進してきたものである。各課題について、精緻化と、カリキュラム自体の改定に伴う全体の一貫性確保や整合化は常に継続的課題として取り組まなければならない。本学では、これらの実施体制としてカリキュラム委員会を推進役に、教授会議案検討にあたる部長会も含め、また実務面ではWGも編成対応を進めている。

学生支援に関する課題としては、①福利厚生面の全般に及ぶキャンパス・アメニティ整備、②多様な学生に対する支援の組織的対応には、より専門知識を有する教職員の配置が課題、心理面、経済面の対応強化が待たれる。以上が課題の概要である。

これらの課題に対する改善計画は、基本的事項、安心・安全、さらには学生満足度に資するものを重点的に、取り組む必要があるが、財政的制約、人的制約の中で、順次対応を考えている。学生支援対応に関しては、教職員の積極的研修参加も今まで通り活用したい。

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

[テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源]

＜根拠資料＞

- ・ 2018 年度学生便覧
- ・ 頌栄短期大学ホームページ
- ・ 非常勤教員履歴書ファイル
- ・ 緊急連絡網
- ・ 2018 年度各部委員会活動報告書
- ・ 学校法人頌栄保育学院規程集

[区分 基準Ⅲ-A-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教員組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学及び学科・専攻課程の教員組織を編制している。
- (2) 短期大学及び学科・専攻課程の専任教員は短期大学設置基準に定める教員数を充足している。
- (3) 専任教員の職位は真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を充足しており、それを公表している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて専任教員と非常勤教員（兼任・兼担）を配置している。
- (5) 非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守している。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて補助教員等を配置している。
- (7) 教員の採用、昇任はその就業規則、選考規程等に基づいて行っている。

＜区分 基準Ⅲ-A-1 の現状＞

本学の教員組織は平成 30 年度、専任の教授 5 名、准教授 3 名、専任講師 6 名、助教 1 名の計 15 名（平成 30 年 5 月 1 日現在）で構成されている。

専任教員は短期大学設置基準第 22 条に定められた教員数を充足している。全教員は、本学の建学の精神であるキリスト教精神に基づいた教育目的・目標を理解、共有し、教育・研究活動に活かすよう努めている。

専任教員の職位は、真正な学位、教育実績、研究業績、制作物発表、その他の経歴等、短期大学設置基準第 7 章の規定を充足している。教育研究業績等は、保育科・専攻科の課程認定の変更の際に詳細を確認する他、教員の著書、学術論文、その他の業績および社会的活動は、本学ホームページの情報の公表「専任教員の紹介」に詳しく公開している。

カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき、必要な科目を開

講し、各専門領域に専任教員と非常勤教員を配置している。また、補助教員は配置していないが、実習指導室所属の非常勤講師を配置している。教員配置は、学生便覧 P13 に掲載され、公式ホームページの情報の公表「専任教員の紹介」と「授業計画・授業内容（シラバス）」で公表している。

頌栄保育学院例規集第 3 章総務・サービス・給与・人事に記載されている。非常勤教員の採用は、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規定を遵守し、教授会で審議される。

実習指導室所属の非常勤講師は、本学が長年培ってきた様式・内容での実習記録や指導案の指導に多く携わることから、特に保育現場での経験を重視し、本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）への理解の意味でも、できる限り卒業生を含めて採用するよう努めている。

本学の授業実施にあたっての主要科目は専任教員があたっているが、専任教員でカバーし得ない科目には非常勤教員を配置している。この非常勤教員の採用についても、学位、研究業績、その他の経歴等、短期大学設置基準の規程を厳守している。頌栄保育学院例規集第 3 章総務・サービス・給与・人事に関する諸規定によって定められている。

[区分 基準Ⅲ-A-2 専任教員は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて教育研究活動を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 専任教員の研究活動（論文発表、学会活動、国際会議出席等、その他）は学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて成果をあげている。
- (2) 専任教員個々人の研究活動の状況を公開している。
- (3) 専任教員は、科学研究費補助金、外部研究費等を獲得している。
- (4) 専任教員の研究活動に関する規程を整備している。
- (5) 専任教員の研究倫理を遵守するための取り組みを定期的に行っている。
- (6) 専任教員の研究成果を発表する機会（研究紀要の発行等）を確保している。
- (7) 専任教員が研究を行う研究室を整備している。
- (8) 専任教員の研究、研修等を行う時間を確保している。
- (9) 専任教員の留学、海外派遣、国際会議出席等に関する規程を整備している。
- (10) FD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 教員は、FD 活動を通して授業・教育方法の改善を行っている。
- (11) 専任教員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう学内の関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-2 の現状>

専任教員による、論文発表、学会や研究会等での活動といった研究活動は、カリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）に基づき行われ、成果を上げている。教員は、日本保育学会をはじめとする各々の所属学会、全国保育士養成協議会に積極的に参加しており授業に活かされている。個人調書・教育研究業績書の通りである。

専任教員個々人の研究活動の状況は、「頌栄短期大学研究紀要」、「頌栄短期大学保育

者養成教育実践論叢」、本学ホームページの情報の公表「専任教員の紹介」に詳しく公開している。

専任教員による、科学研究費補助金等の外部研究費による研究は、平成 30 年度は下表の通り行われた。

科学研究費補助金や外部研究費を得て行う研究活動に関する規程としては、「頌栄短期大学における公的研究費の管理・監査等に関する規程」と「公的研究費執行手続き」を整備している。

専任教員の研究成果を発表し、研究の向上を図る目的で、「頌栄短期大学研究紀要規程」を整備し、「頌栄短期大学研究紀要」を発行している。紀要は、本学専任教員、頌栄幼稚園教諭、頌栄保育園保育士、それらを筆頭執筆者とする共同研究者、および編集委員会で認めた者から投稿可能としている。本学卒業生で関係保育園に勤務中の者からの投稿もあり、卒業生の教育研究活動の発表の機会としている。「頌栄短期大学保育者養成教育実践論叢規程」の整備が急がれる。

研究倫理の遵守については、学術研究が適正かつ円滑に遂行され、かつ社会からの信頼を得るために、本学において研究に携わる者が常に自覚し遵守すべき基準として、「頌栄短期大学倫理規定」「頌栄短期大学研究活動に関する不正行為防止規定」「頌栄短期大学における研究ター保存等に関する内規」「頌栄短期大学の研究活動における行動規範に関する規定」等について示している。また、研究倫理規定に基づいて教育研究水準の向上を図り、短期大学設置の目的及び社会的使命を達成するために、本学で行われる研究に関し、申請者から提出された実施計画等に人(子ども)を対象とする研究に関する審査を行うため、倫理審査委員会を設置し、研究倫理の遵守の徹底を図り、定期的に点検を行っている。

平成 30 年度、本学の教育課程に関する研究は、以下の表の通りであった。

教育課程に関する研究成果

布村志保「保育実践力を高める学生の学び合いによる授業探求—『あそびの方法』を考える保育方法論の取り組み—」(単著)頌栄短期大学保育者養成教育実践論叢 1 号 (pp.29-36) 2018 年
布村志保「建学の精神に基づく『総合表現』—『領域』と『キリスト教』の接近—」(共著)頌栄短期大学保育者養成教育実践 論叢第 1 号 (pp.1-16) 2018 年
杉山 宗尚「社会的養護系施設保育士の養成、人財(材)確保、育成のあり方と実践的取り組みについて～児童養護施設を中心に～」(単著)頌栄短期大学研究紀要第 42 巻 2018 年
杉山 宗尚「児童虐待予防におけるコモンセンスペアレンティングの可能性に関する一考察」(共同)日本保育学会第 71 回大会 2018 年
藤本 千草「保育科学生の社会人基礎力に影響する要因の検討」—幼児体育授業受講者対象— 頌栄短期大学研究紀要第 42 号 2018 年(単著)
藤本 千草「保育者養成校における体育の授業の実践的考察」—体育特論の展開と実際から—頌栄短期大学保育者養成教育実践論 叢第 1 号 2018 年(単著)

山中早苗「地域子育て支援の現状と課題 1」日本保育学会第 71 回大会（口頭発表、共同）2018 年 「地域子育て支援の現状と課題 2」日本保育学会第 71 回大会（口頭発表、共同）2018 年
関田良「保育者養成カリキュラムの現状と課題（2）-高等学校との履修科目の接続性から-」『頌栄短期大学研究紀要』第 42 巻 2018 年（共著）
関田良「建学の精神に基づく『総合表現』-『領域』と『キリスト教』の接近-」『頌栄短期大学保育者養成教育実践論叢 第 1 号 2018 年（共著）
厨子 直子「豊かな言葉を育む環境について」 頌栄短期大学保育者養成教育実践講義論叢第 1 号 2018 年
森田喜基「建学の精神に基づく【総合表現】—【領域】と【キリスト教】の接近—」『頌栄短期大学保育者養成教育実践論 叢』第 1 号 2018 年（共著）
森瀬 智子「保育内容(表現)における協同学習による学生の情意面の変容について」頌栄短期大学保育者養成教育実践論叢 2 号 (pp.1-13) 2018 年
森瀬 智子「保育内容(表現)におけるアクティブ・ラーニングの取り組み」頌栄短期大学保育者養成教育実践論叢 1 号 (pp.65-75) 2018 年

専任教員には、各自に研究を行う研究室が整備されている。研究室には専用のパソコンとプリンターが設置され、教育研究活動や学校運営に関わる業務を行う環境が整えられている。また学内情報共有システム（サイボウズ）により学内の関係部署との連携も容易になっている。

専任教員が研究、研修等を行う時間として、各自週 1 日の研究日が確保され、学校運営業務等と重複しないよう、できる限りの配慮がなされている。また、全国保育士養成協議会主催の全国保育士養成セミナーでの講演や分科会に参加することも、研修の一環と位置付けられることから、教授会を通じて参加が推奨されている。

専任教員の研究、研修については、「頌栄短期大学研修規程」で、国内および国外の留学・研修、国外研究調査、国外視察について規定している。

FD 活動については、「頌栄短期大学自己点検・評価委員会規程」内で、自己点検・評価委員会の活動の一環として位置付け、規定している。この規程にもとづき、自己点検・評価委員会を中心に実施する各種の取り組み（授業評価アンケート等）の形で、FD 活動を適切に実施している。授業評価アンケートに関しては、集計結果の学内公開や、授業評価アンケート結果をふまえたフィードバックコメントシートの作成と学内公開を行い、個々の教員の省察および教員同士の学び合いの機会とした。授業相互参観に関しては、教員間が授業の方法等を学び合う場となり、参加者・参観された側の教員の双方がコメントシートを提出し、集計して学内共有することで、更なる学び合いの機会とした。非常勤講師との懇談会は、「建学の精神、教育目的・目標、三つのポリシー」、シラバス作成や授業評価アンケート等について説明を行い、共有を図る形での FD 活動の場となった。また、FD・SD 研修会を持ち、全教職員で建学の精神を学んだ。職課程の改正に伴う教科から領域へと変更するため、保育内容系担当教員間で教授内容の摺り合わせを行うなど学内 FD 活動を活発に実施した。

各教員は、保育科単科の小規模校という本校の特性から、毎年度複数の部委員会に所属しており、学習成果を向上させるために、短期大学の関係部署間と日々密接に連携している。連携のツールとして、学内情報共有システム（サイボウズ）が大いに活用されている。

[区分 基準Ⅲ-A-3 学生の学習成果の獲得が向上するよう事務組織を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 事務組織の責任体制が明確である。
- (2) 事務職員は、事務をつかさどる専門的な職能を有している。
- (3) 事務職員の能力や適性を十分に発揮できる環境を整えている。
- (4) 事務関係諸規程を整備している。
- (5) 事務部署に事務室、情報機器、備品等を整備している。
- (6) 防災対策、情報セキュリティ対策を講じている。
- (7) SD 活動に関する規程を整備し、適切に実施している。
 - ① 事務職員（専門的職員等を含む）は、SD 活動を通じて職務を充実させ、教育研究活動等の支援を図っている。
- (8) 日常的に業務の見直しや事務処理の点検・評価を行い、改善している。
- (9) 事務職員は、学生の学習成果の獲得が向上するよう教員や関係部署と連携している。

<区分 基準Ⅲ-A-3 の現状>

事務組織は、職制規程に基づき組織し、一部その機能の見直しを行いながら運営している。組織の責任体制もこの規程により定め明確にしている。

事務職員は、担当する事務をつかさどるため OJT や OFF-JT を通して専門的知識の習得に努め専門性を持って職務に当たっている。事務フロアは、教務、学生支援（進路支援を含む）、入試広報の機能を一室とし、総務、会計の機能を一室として、事務職員相互の能力や適性が互いに関連し、影響しあって職務能力が高められる環境としている。

事務組織関係の諸規程は、頌栄保育学院例規集で関係規程を定め整備しているが、一部、その事務機能の割振りを見直す必要性が求められており、機能的に日常業務を行っている。

事務部署は、教務、学生支援（進路支援を含む）、入試広報の機能による学生対応を中心とした事務室と総務、会計を中心とした事務室とに分け、一人1台のパソコンと共有プリンター、コピー機を整備して、事務処理の効率化に努めている。

防災対策については、災害等の緊急時に備えて緊急連絡網を整備し、定期的に全学での防災避難訓練を実施している。情報セキュリティは、IT 委員会が中心となり外部の専門業者へ委託してその安全対策を講じている。

SD 活動は、SD 委員会を中心に積極的に行われているが、その活動と SD 委員会規程の条文の一部に齟齬が生じている。事務職員の SD は、学内で教員と一体となり SD 研

修活動をすると共に、必要に応じて学外機関による SD 研修へ参加し、必要な知識を高め教育研究活動の支援を図っている。

事務職員は、毎月 1 回開催する事務職員会において教授会や学院についての情報伝達を行うとともに、各部署間の情報交換と日常の諸課題の協議を行い、日常的な業務の見直しや事務処理の改善につなげている。

事務職員は、部長を務める教員と積極的に意見交換をし、各部会・委員会にも教員と同様に委員として参加している。また、小規模な組織の特性を生かして関係部署の職員と連携し、学生が学習成果の獲得が向上するように努めている。

[区分 基準Ⅲ-A-4 労働基準法等の労働関係法令を遵守し、人事・労務管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 教職員の就業に関する諸規程を整備している。
- (2) 教職員の就業に関する諸規程を教職員に周知している。
- (3) 教職員の就業を諸規程に基づいて適正に管理している。

<区分 基準Ⅲ-A-4 の現状>

教職員の勤務体制は、「就業規則」、「職制規程」に基づき整備しており、適切な就業環境の維持に努めている。就業規則を含む例規集については、「頌栄保育学院例規集」ファイルを専任教職員全員に配布し、改訂の際には該当箇所の配布により周知に努めている。

規程変更等については、教授会での検討や報告、事務職員会での報告を行い、教職員全体が情報共有できる状況としている。

教職員の就業については、教員に関しては学長が管理し、総務課で出勤簿の管理を行っている。職員の就業に関しては、事務長と各部署の課長が前述した規則や規程に基づいて管理し、状況に応じて学長に対し報告と相談を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の課題>

教員に関しては、今後若い教員を採用し、また本学のカリキュラム・ポリシー（教育課程編成・実施の方針）を十分理解している本学卒業生の育成も含めて、将来の教育を支える人材確保に努める。研究・研修時間の確保のため、組織的な課題解決に向けて、学内分掌や委員会組織等の見直しを順次行う。また、学長裁量による研究費補助を導入するなど可能なところから研究・研修の促進を行い、発展させて規程化する方向等も必要と考えられる。FD 活動は、自己点検・評価委員会を中心に実施・推進されているが、今後は活動内容をより具体的な形で文書化し、そのなかで PDCA サイクルの明確化も図りたい。

職員については、業務分掌の見直しを図ることが必要である。各部署へ課長を配置する形での事務組織再編は既に行われているため、これを活かした実施体制を進めたい。SD 活動は、SD 委員会を中心に教職員自身が企画等を担うことも含め、学内研修や SD 委員会が参加費を負担して外部研修参加して研修内容を共有することも取り組んだ。

今後、継続的に研修内容を具体的に検討して外部研修からの報告から学びの共有を検討する。

人事管理については、例規集の変更点が確実に周知され、常に最新版が教職員の手元におけるようにデータ化等の仕組みを整える。また、教職員の業務分掌における偏りを見直すために、各々の担当授業科目数や業務の内容と分量を改めて具体的に確認し、それをもとに学長と事務長を中心に対策を図る。

<テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源の特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源]

[区分 基準Ⅲ-B-1 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて校地、校舎、施設設備、その他の物的資源を整備、活用している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 校地の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (2) 適切な面積の運動場を有している。
- (3) 校舎の面積は短期大学設置基準の規定を充足している。
- (4) 校地と校舎は障がい者に対応している。
- (5) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行う講義室、演習室、実験・実習室を用意している。
- (6) 通信による教育を行う学科・専攻課程を開設している場合には、添削等による指導、印刷教材等の保管・発送のための施設が整備されている。
- (7) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うための機器・備品を整備している。
- (8) 適切な面積の図書館又は学習資源センター等を有している。
- (9) 図書館又は学習資源センター等の蔵書数、学術雑誌数、AV資料数及び座席数等が適切である。
 - ① 購入図書選定システムや廃棄システムが確立している。
 - ② 図書館又は学習資源センター等に参考図書、関連図書を整備している。
- (10) 適切な面積の体育館を有している。

<区分 基準Ⅲ-B-1 の現状>

校地・校舎の面積は短期大学設置基準を満たしており、全体図は学生便覧に示している。また本学の教育課程編成・実施の方針に基づいた授業の実施に必要な講義室、演習室、実習室等が用意され、必要な機器や備品も整備されている。通常の講義室には、パソコン、DVD・ブルーレイとビデオのプレーヤー、スクリーンが整備されている。

本学では保育の実践力を高めるために、グランドピアノとアップライトピアノを設置した演習室を8部屋、個人練習室を14部屋設け、音楽の授業で個人または少人数の

グループプレッスンを実施している。それらは学生が空き時間や放課後に自主的に練習することができるように、無料で開放している。絵画工作室には、制作等の作業に適した机 9 台を備え、絵具や文具等の必要物品、美術関係の専門書等を整備している。

情報環境整備の一環として学生食堂には WI-FI 環境を整備し、学生が諸情報を取得できるようにしている。

このように毎年継続して学習環境の整備に努めている。

障がい者への対応は、学内の一部にエレベーター（D 棟）と障がい者用トイレ（A 棟、C 棟、D 棟、体育館）が設置されている他、平成 26 年度に若干の工事を行い、車椅子による建物へのアクセスを可能にするスロープ（B 棟、D 棟、体育館）、駐車スペースの確保（B 棟、D 棟）、教室での車椅子対応の机の整備等を行った。障がい者への対応はまだ、十分とは言えない。

体育館は、バスケットコート 1 面が取れるフロアと小体育室を有しており、また更衣ロッカー室も設け体育実技等に使用している。

[区分 基準Ⅲ-B-2 施設設備の維持管理を適切に行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 固定資産管理規程、消耗品及び貯蔵品管理規程等を、財務諸規程に含め整備している。
- (2) 諸規程に従い施設設備、物品（消耗品、貯蔵品等）を維持管理している。
- (3) 火災・地震対策、防犯対策のための諸規則を整備している。
- (4) 火災・地震対策、防犯対策のための定期的な点検・訓練を行っている。
- (5) コンピュータシステムのセキュリティ対策を行っている。
- (6) 省エネルギー・省資源対策、その他地球環境保全の配慮がなされている。

<区分 基準Ⅲ-B-2 の現状>

施設設備は頌栄保育学院例規集の「経理規程」、「物件調達規程」、「頌栄保育学院固定資産と物品管理規程」に基づき管理している。なお、固定資産の管理については、「経理規程」の第 6 章にその内容を明記するとともに、管理台帳が整備されている。また、日常の施設設備の管理については専門の管理会社に委託し適切に行っている。

火災・地震対策、防犯対策のための安全管理に関しては、緊急かつ重大な事態が発生した場合又発生が予想される場合について「頌栄短期大学緊急対策本部規程」を策定し、対策を明示している。また、緊急事態における緊急連絡網も整備している。

消防設備については定期的に点検し、年に一度、全学的に消防署の協力を得て避難訓練を実施している。防犯対策については、授業実施日は 19 時から翌朝 7 時までの時間帯、授業のない日は 24 時間を通じて、警備会社による機械警備を実施している。日中は、併設幼稚園の警備員が門扉の傍に立ったり幼稚園敷地内での警備を行ったりするため、同一敷地内にある短期大学の防犯対策にもなっている。また、各門には監視カメラを設置し、防犯に努めている。

コンピュータシステムのセキュリティ対策は、専門のシステム管理会社に委託する形で、システム全般の安全面の管理や対策、およびセキュリティソフトの更新等を適

切に行っている。例えば、学内にサーバーを設置している学内情報共有システム（サイボウズ）への外部からのアクセスを遮断する方式を取っている。また、学内ネットワークのインフラは、安定した環境整備のためネットワーク機器の交換を随時行う他、各教職員のパスワードを定期的に変更する等、セキュリティ面も含め対策を強化している。

省エネルギー対策・省資源対策、地球環境保全への配慮については、一部トイレの節水型バルブへの交換し、A棟の空調機の入替えに際して、グループ別の室外機設置により水道及び電気の消費量が改善されている。また、空調機については設定温度を各教室に掲示し、学生に日常的な節電を呼び掛けると同時に教職員が随時確認を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の課題>

施設・設備の老朽化が進んでおり修繕計画を策定しているが、限られた財源の中で、計画の実行については不要不急のものは避け、まずは、安全管理を優先した施設・設備の修繕を実施する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源の特記事項>

- ・特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源]

[区分 基準Ⅲ-C-1 短期大学は、学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて学習成果を獲得させるために技術的資源を整備している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術サービス、専門的な支援、施設設備の向上・充実を図っている。
- (2) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて情報技術の向上に関するトレーニングを学生及び教職員に提供している。
- (3) 技術的資源と設備の両面において計画的に維持、整備し、適切な状態を保持している。
- (4) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて技術的資源の分配を常に見直し、活用している。
- (5) 教職員が学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業や学校運営に活用できるよう、学内のコンピュータ整備を行っている。
- (6) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて、学生の学習支援のために必要な学内 LAN を整備している。
- (7) 教員は、新しい情報技術などを活用して、効果的な授業を行っている。
- (8) 学科・専攻課程の教育課程編成・実施の方針に基づいて授業を行うコンピュータ教室、マルチメディア教室、CALL 教室等の特別教室を整備している。

<区分 基準Ⅲ-C-1 の現状>

教育課程編成・実施の方針に基づいて、技術サービス、専門的な支援、施設、ハードウェア及びソフトウェアの向上・充実を図っている。

施設面では、D棟3階へ定員56人の情報処理演習室を設置し、保育現場に必要な情報処理技術を獲得するための教育を行う環境を整備している。B棟222教室は、スクリーンが大きく学生にとって観やすく理解しやすい学習環境となっている他、中央のパーティションを用いて2教室(aとb)に分割し各々で別個の視聴覚教材を利用することも可能としている。

全ての講義室には、パソコンとLAN、DVD・ブルーレイ・ビデオの視聴覚機器と音響設備が設置され、それらを漸次更新して維持整備し、適切な状態の保持に努めている。

教職員の一部は科目の特性に応じて、保育現場の写真やビデオの利用でより実践的な解説を行ったり、パワーポイントを活用して双方向型で課題の提示と解説を行ったりと、新しい情報技術を活用した授業の展開に努めている。

情報技術の維持管理は、IT委員会に所属する職員が、関連業者との窓口を担いつつ、学内でのマニュアル作成や日常的な管理を担当している。IT委員会と総務課を中心として、技術的資源と設備が計画的に維持整備され適切な状態を保持している。学生への緊急連絡（警報時の対応等）は、複数の教職員が公式ホームページ上で行える技術を持ち、短時間での情報発信に努めて学生支援の一つとしている。

教育課程編成・実施の方針に基づいて行う情報技術の向上に関するトレーニングは、学生に対しては、2年次前期開講科目「保育と情報」の中で保育現場でのおたより作成やデジタル紙芝居作成等の授業内容を通じて提供している。図書館利用に関する入学時オリエンテーションでは、図書検索システムの利用等について説明を行っている。一部の授業では、学生のパソコン利用推進と情報技術の向上を意識して、パワーポイントを用いたグループ発表を推奨し、インターネットを通じた情報検索・収集を授業外課題として課し、効果的な授業を行っている。個々の学生は、情報処理演習室、B棟304講義室、図書館、進路資料室においてインターネットに接続したパソコンを利用でき、またパソコン貸出しも学生の情報処理のサービスになっている。

教職員は専用のパソコンを持ち、各講義室に設置されたパソコン等の設備機器とあわせて学内に整備されたコンピュータを活用し、教育研究活動や学校運営に関わる業務を行っている。学内LANが整備されており、教職員は学内情報共有システム（サイボウズ）によりスケジュール管理や施設予約を迅速に行っている。教職員に対する情報技術の向上に関するトレーニングは、OSのバージョンアップ等の際に説明会を開催しており、日常的には個々の教職員からのパソコン技術についての問合せに総務課職員が対応して助言している。また、IT委員会が中心となり、学内情報共有システム（サイボウズ）のセキュリティ向上を含めた安全性向上の対策を組織全体として講じるなど、情報技術の向上に取り組んでいる。

また、技術的資源の分配は、教育課程編成・実施の方針に基づいて、見直し活用している。例えば、保育現場においてコンピュータ能力が一層求められるとの背景から、情報処理関連の授業を充実させるためにD棟の情報処理演習室の積極的な活用に努めている。また今後の学生の主体的な学びを促すため、自由に使えるパソコンを備えた

新たな学習環境の整備、あるいはパソコン貸出等を図っている。

なお、情報技術面以外に、本学では音楽の授業や礼拝等で用いる楽器（ピアノ、オルガン、ギター、リコーダー、パイプオルガン等）も技術的資源である。ピアノの場合、調律は年に2回定期的に業者に依頼しその他必要に応じて修理や入れ替えを行っている。音楽担当教員2名を中心に楽器の管理とメンテナンスを行い、学生が安心して練習に励んだり、礼拝・行事で利用したりできる環境を整えている。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の課題>

アクティブ・ラーニングの充実など教育課程の見直しとともに、コンピュータ等の情報機器の発達は目まぐるしく変化しており、それらに柔軟に対応できるIT環境の整備と手立てが必要である。また、それらを有効かつ高効果的に活用できる教職員の情報技術のスキルアップが必要である。

<テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源の特記事項>

特記事項なし

[テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源]

[区分 基準Ⅲ-D-1 財的資源を適切に管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 計算書類等に基づき、財的資源を把握し、分析している。
 - ① 資金収支及び事業活動収支は、過去3年間にわたり均衡している。
 - ② 事業活動収支の収入超過又は支出超過の状況について、その理由を把握している。
 - ③ 貸借対照表の状況が健全に推移している。
 - ④ 短期大学の財政と学校法人全体の財政の関係を把握している。
 - ⑤ 短期大学の存続を可能とする財政を維持している。
 - ⑥ 退職給与引当金等を目的どおりに引き当てている。
 - ⑦ 資産運用規程を整備するなど、資産運用が適切である。
 - ⑧ 教育研究経費は経常収入の20%程度を超えている。
 - ⑨ 教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）についての資金配分が適切である。
 - ⑩ 公認会計士の監査意見への対応は適切である。
 - ⑪ 寄付金の募集及び学校債の発行は適正である。
 - ⑫ 入学定員充足率、収容定員充足率が妥当な水準である。
 - ⑬ 収容定員充足率に相応した財務体質を維持している。
- (2) 財的資源を毎年度適切に管理している。
 - ① 学校法人及び短期大学は、中・長期計画に基づいた毎年度の事業計画と予算を、関係部門の意向を集約し、適切な時期に決定している。

- ② 決定した事業計画と予算を速やかに関係部門に指示している。
- ③ 年度予算を適正に執行している。
- ④ 日常的な出納業務を円滑に実施し、経理責任者を経て理事長に報告している。
- ⑤ 資産及び資金（有価証券を含む）の管理と運用は、資産等の管理台帳、資金出納簿等に適切な会計処理に基づいて記録し、安全かつ適正に管理している。
- ⑥ 月次試算表を毎月適時に作成し、経理責任者を経て理事長に報告している。

[注意]

基準Ⅲ-D-1 について

- (a) 日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状態の区分（法人全体）平成 27 年度～」の B1～D3 に該当する学校法人は、経営改善計画を策定し、自己点検・評価報告書に計画の概要を記載する。改善計画書類は提出資料ではなく備付資料とする。
- (b) 文部科学省高等教育局私学部参事官の指導を受けている場合は、その経過の概要を記述する。

<区分 基準Ⅲ-D-1 の現状>

保育科入学者数が、平成 28 年度は 117 名、平成 29 年度は 127 名、平成 30 年度は 112 名、平成 31 年度は 92 名とそれぞれ定員 150 名を大きく割り込んだため、この入学定員の未充足がそれぞれの年度の学生生徒納付金に大きく影響を与え、厳しい収支状況となった。平成 30 年度決算の当年度収支差額は、短期大学は 11,645 万円のマイナスとなり、法人全体では 11,181 万円のマイナスとなった。

貸借対照表においては、A 棟の冷暖房工事のため岡施設引当特定資産 15,248 万円から 2,640 万円の取崩しを行った。また、平成 21 年に閉校した頌栄人間福祉専門学校の図書等の除却 1,137 万円を行った。退職給与引当金は、要支給額の 100%を引き当てている。

学生納付金収入に対する教育研究経費等支出の割合は 25.9%である。教育研究用の施設設備及び学習資源（図書等）の資金配分については、平成 30 年度決算の貸借対照表（資産の部）から「教育研究用機器備品 4,744 万円」、「管理用機器備品 666 万円」、「図書 22,483 万円」である。

寄付金については、広報誌「なでしこ」を同窓会、学院関係者に発送する際に、寄付を広く求め、また家庭会の寄付より、平成 30 年度決算で 791 万円の収入を得た。

平成 30 年度の入学定員充足率は保育科 74.6%、専攻科 15.0%、収容定員充足率は保育科 79.7%、専攻科 30.0%である。

頌栄保育学院の中長期ビジョンとして、頌栄保育学院の建学の精神および理念と中長期計画（2017 年～2022 年）を定め、それを基に各部門、部署及び委員会から事業計画とそれに伴う予算が提出されている。各部署等の予算編成については、理事会で定められた予算編成方針に基づき策定され、理事会で承認後は各関係部署で速やかに執行されている。日常の会計処理は適正に行っており、月次試算表を毎月作成して、理事長に報告をしている。

[区分 基準Ⅲ-D-2 日本私立学校振興・共済事業団の経営判断指標等に基づき実態を把握し、財政上の安定を確保するよう計画を策定し、管理している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 短期大学の将来像が明確になっている。
- (2) 短期大学の強み・弱みなどの客観的な環境分析を行っている。
- (3) 経営実態、財政状況に基づいて、経営（改善）計画を策定している。
 - ① 学生募集対策と学納金計画が明確である。
 - ② 人事計画が適切である。
 - ③ 施設設備の将来計画が明瞭である。
 - ④ 外部資金の獲得、遊休資産の処分等の計画を持っている。
- (4) 短期大学全体及び学科・専攻課程ごとに適切な定員管理とそれに見合う経費（人件費、施設設備費）のバランスがとれている。
- (5) 学内に対する経営情報の公開と危機意識の共有ができています。

<区分 基準Ⅲ-D-2 の現状>

理事会・教授会では数年来、本学の強み・弱みを含めて検討し、短期大学の定員等の将来像について協議を重ねている。社会全体として 18 歳人口は当面 120 万人前後で推移し、平成 33 年頃から再び減少に転じると予測されているが、そのなかでも本学の入学定員は現状の 150 名を維持した上で、保育科単科の短期大学としての特性を活かし、きめ細やかで質の高い教育を行うとの方向性が確認されている。なお、本学の強みは、入学者ほぼ全員による免許資格（幼稚園教諭二種免許状・保育士資格）の取得と保育職就職率 100%を長年維持していること、小規模校ゆえのアットホームな雰囲気、教職員と学生間の距離が近いこと、一人ひとりの学生を丁寧に把握してきめ細やかな教育を行っていること、日本で現存する最古の保育者養成校という伝統等である。しかしながら、近年は、短期大学そのものへの高校生の志願者の減少、今日の保育者に求められる幅広い資質・能力の獲得に二年間という限られた修業期間で取り組むことの困難さ、保育制度の大変革のなかでの短期大学の位置づけの不安定さ等がある。これらは、高校訪問での聴取結果、卒業時アンケート結果、FD・SD 研修への参加等、また教授会での議論等を通じて共有されている点である。

経営改善計画については、学生の募集状況、収容定員充足率等を基に経営実態、財政状況を踏まえ、財務委員会及び財務検討小委員会を中心に検討がなされている。

学生募集対策は、近年の入学定員充足率の悪化に伴い、学納金収入の減収となって財務に大きく影響するため、入試広報室を中心に対策案が策定され、これに基づき教授会でも度々議論されている。また、募集活動については、SD 活動等を通じて活発な検討と対策について全学的に共有化がなされ、積極的な広報活動が進められている。

短期大学の人事計画は、学長、副学長と事務長が短期中期的な人事計画について先ず協議し、その後部長会での協議を経て教授会に提案する。そして最終的に、理事会において財政状況も加味して審議決定される形である。

施設設備に関して、施設検討委員会で検討され計画が策定されおり、また営繕が必要

なものについては、予算編成時に計上しているが、近年の財務状況により大規模なものは、緊急性を伴うもの以外は繰り延べとしている。

外部資金の獲得については、頌栄保育学院報の「なでしこ」を毎年同窓生や学院関係者へ送付する際に、従来的一般寄付金に加え、130周年を機とした頌栄保育学院特定寄付金を募っている。

学内に対する経営情報は、毎年3月の理事会での次年度収支予算、及び5月の理事会での前年度決算についてその状況が確認されるのを受けて、学長が教授会等で、事務局長が事務職員会等でその報告を行い、経営情報と危機意識の共有を行っている。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の課題>

入学定員及び収容定員の未充足は、収入の大きな構成要因である学生納付金収入や補助金収入に大きく直接に影響するため、支出構造が硬直化している現状の中で収支改善は難しい状況である。しかしながら、小規模が故に短期で直接的に改善できる点もあり、今後は中長期計画、事業計画及び予算制度を有機的に推進し、教職員が過去の踏襲に囚われず、課題に果敢に取り組むことも必要である。特に入学生確保のための募集活動・広報活動の諸施策の見直しと経費支出の諸事業項目の支出内容・方法、あり方の見直しなどの取り組みが求められる。また、岡施設引当特定資産の計画的な運用や遊休資産の活用を検討する必要がある。

<テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源の特記事項>

- ・特記事項なし

<基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

教育資源に関する行動計画は、①小規模の制約下に対応した計画的人材確保の取り組み、②平成27年度実施の例規集の改定を受け、周知と改善策の検討などの中期的取り組み、③FD活動のPDCAサイクル明確化による仕組みの定着化とSD活動の活性化が挙げられている。

財的資源に関する行動計画は、④校地・校舎・施設などの整備を理事会主導にて全学的構想として検討し明示化することから、優先順位を考慮した個々の施設営繕や教育環境整備などを進める、ソフト面でも避難訓練の確実な実施により安全対策にも対応、⑤ICT環境整備については、新教務システムの導入をはじめ、貸出機の整備などパソコン利用の改善、⑥財政上の安定確保に向けた、経営判断指標等に基づく実態把握やそれを踏まえた中長期計画・単年度計画のPDCA化が挙げられている。

教育資源の行動計画の実施状況は、①部会・委員会制度の適正化、作業軽減化に向けて年度毎に調整を図っており、教職員のキャリア形成にも考慮し人材配置を行っている。平成30年度には、副学長の担当再配分や入試広報体制の人員強化を行っている。②例規集の調整等の改定作業は、継続的な課題として随時取り組んでいるが、就業規

則の改定を優先的に取り組む計画であるが、雇用環境の変化や業務の繁忙下にあつて進捗が遅れている。③FD・SDの活性化については、両委員会において計画・実施の円滑な運営が実現しており、確実に実績を積んでいる。

財的資源の行動計画の実施状況は、④財的資源お家土地に関する現状確認が進められて入り、境界確認必要箇所や各種指定の線引きの確認等、財産のおかれている基本状況を把握し、経営企画委員会や常務理事会で共有と課題の確認を進めている。又施設等の修繕・改修に関しては、安全性基準に基づき、火急対応に限定している。当年度重視した課題としては、災害時の避難所開設対応や備蓄品の保管等に注力している。⑤ICT環境整備については、必要不可欠なものを中心に慎重に取り組んでおり、要求部署に加えIT委員会が専門的見地からの支援姿勢を確立して進めている。⑥の財政場の課題は、予算編成方針、予算編成、予算会議、予算承認の流れを確実に積み重ね、毎年度、財務委員会にて基本指標に基づき専門的観点からの提言を共有化している。又私学振興財団の経営指標での経営判断も確実に試算している。加えて、経年の赤字決算対策として財務委員会・常務理事会を中心に財政改善課題に取り組んでいる。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

・Ⅲ-A 人的資源の課題

教員に係る課題として、①本学3ポリシーを担う教員若返りを狙い、将来への継続性を担保する人材確保、②教育・研究時間の更なる確保に向けての職務分掌、委員会組織の見直しなどは持続的に取り組む、③研究促進の方策として学長裁量費による研究補助の制度化を進める、④FD活動の充実化、眼年地面とサイクル化の促進などがある。

職員の課題として、⑤組織のスリム化の趨勢に対応できる、職務分掌の見直し及び実施体制調整、⑥SD活動の充実を、学長リーダーシップにメンバーの企画参画を含めて進め、学内研修の補強に向けて、外部研修参加報告も継続。

人事管理の課題として、⑦運営の基本である例規集の持続的整備と、各個人レベルでの活用の為のIT化、⑧職務分掌の恒常的見直しによる適正化。

・Ⅲ-A 人的資源の課題の改善計画

教員に係る改善計画、①教員人事は、平成29年度、30年度から継続的に取り組んできた。現在教職課程対応の布陣が確保され、結果的には若返りも果たされた。今後は環境変化への対応を目指す中期見通しで持続的に体制の強化に取り組む。②組織体制も順次見直しを進めているが、人材育成を意識、一人一人の適性とキャリア向上の観点から担当を適宜見直す。③④の課題は当然取り組みを進めている。

職員に係る改善計画、⑤学院体制の規模に合わせた適正化の観点から、複数職務を経験する為の人事ローテーションを計画化する。⑥SD活動も直実の体制強化を進めてきた。今後はプログラムの企画性を高める対応に努める

人事管理に係る改善計画、⑦規定集の継続的見直し、とりわけ就業規則改定を優先的に取り組み、IT環境への対応は全般的に遅れがちであるが、クラウド化など個人の端末活用環境への対応を中心に計画を推進したい。⑧前項①⑤に記載の通り取り組みたい。

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

[テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ]

[区分 基準Ⅳ-A-1 理事会等の学校法人の管理運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 理事長は、学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮している。
 - ① 理事長は、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解し、学校法人の発展に寄与できる者である。
 - ② 理事長は、学校法人を代表し、その業務を総理している。
 - ③ 理事長は、毎会計年度終了後 2 月以内に、監事の監査を受け理事会の議決を経た決算及び事業の実績（財産目録、貸借対照表、収支計算書及び事業報告書）を評議員会に報告し、その意見を求めている。
- (2) 理事長は、寄附行為の規定に基づいて理事会を開催し、学校法人の意思決定機関として適切に運営している。
 - ① 理事会は、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。
 - ② 理事会は、理事長が招集し、議長を務めている。
 - ③ 理事会は、認証評価に対する役割を果たし責任を負っている。
 - ④ 理事会は、短期大学の発展のために、学内外の必要な情報を収集している。
 - ⑤ 理事会は、短期大学の運営に関する法的な責任があることを認識している。
 - ⑥ 理事会は、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備している。
- (3) 理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。
 - ① 理事は、学校法人の建学の精神を理解し、その法人の健全な経営について学識及び識見を有している。
 - ② 理事は、私立学校法の役員を選任の規定に基づき選任されている。
 - ③ 寄附行為に学校教育法校長及び教員の欠格事由の規定を準用している。

＜区分 基準Ⅳ-A-1 の現状＞

理事長は、平成 14 年 12 月から現在まで学校法人頌栄保育学院の理事、評議員を務め、平成 26 年 12 月から平成 29 年 3 月まで副理事長を務めている。平成 29 年 4 月に寄附行為第 10 条第 2 項に即して、理事会において理事総数の過半数の議決により理事長に選任され現在に至っている。理事長はキリスト教信者であり、理事歴も長く、建学の精神・教育理念、教育目的・目標を理解している。理事長は、寄附行為第 16 条に基づき、この法人を代表し、その業務を総理し、また寄附行為第 39 条に基づき毎会計年度終了後 2 月以内に監事の監査を受け、理事会の議決を受けた決算及び事業の実績を評議員会に報告してその意見を求めている。このように、理事長は学校法人の運営全般にリーダーシップを適切に発揮するよう努めている。

理事長は、寄附行為第 20 条の規定に基づき理事会を開催してその議長を務め、学校法人の意思決定機関として理事会を適切に運営している。理事会は、寄附行為第 20 条第 2 項の通り、学校法人の業務を決し、理事の職務の執行を監督している。また理事

会は、短期大学の発展のために学内外の必要な情報収集を行うことや、短期大学の運営に関する法的な責任を認識するとともに、学校法人運営及び短期大学運営に必要な規程を整備に努めている。

理事の大半はキリスト教信者であり、建学の精神を理解し、この法人の健全な経営について学識と見識を有した理事の選出に努めている。理事の選任は、私立学校法第38条の規定に基づき、寄附行為第11条により選任している。また学校教育法第9条の規定を寄附行為第15条第2項に準用している。このように、理事は、法令及び寄附行為に基づき適切に構成されている。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの課題>

理事長は、平成14年12月から理事に就任し平成29年4月に理事長に就任した。平成30年3月が理事改選の時期であり、理事長は理事会において重任が決定された。

本学が設置する短期大学及び幼稚園を取り巻く社会的環境の変化や文部行政の改革などにより様々な課題があり、理事長は文部行政の情報、客観的なデータや関係者の意見収集など、より一層の取り組みと理事会運営が求められる。

<テーマ 基準IV-A 理事長のリーダーシップの特記事項>

特記事項なし。

[テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップ]

<根拠資料>

- ・ 寄附行為
- ・ 寄附行為細則
- ・ 学院職制規程
- ・ 学長・園長選考規程
- ・ 教授会規程（含人事教授会規程）
- ・ 学則
- ・ 部会及び各種委員会等設置規程（含む各種個別委員会規程）
- ・ 学生懲戒規程
- ・ 短期大学組織図

[区分 基準IV-B-1 学習成果を獲得するために教授会等の短期大学の教学運営体制が確立している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学長は、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。
 - ① 学長は、教学運営の最高責任者として、その権限と責任において、教授会の意見を参酌して最終的な判断を行っている。
 - ② 学長は、人格が高潔で、学識が優れ、かつ、大学運営に関し識見を有してい

- る。
- ③ 学長は、建学の精神に基づく教育研究を推進し、短期大学の向上・充実に向けて努力している。
 - ④ 学長は、学生に対する懲戒（退学、停学及び訓告の処分）の手続を定めている。
 - ⑤ 学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督している。
 - ⑥ 学長は、学長選考規程等に基づき選任され、教学運営の職務遂行に努めている。
- (2) 学長等は、教授会を学則等の規定に基づいて開催し、短期大学の教育研究上の審議機関として適切に運営している。
- ① 教授会を審議機関として適切に運営している。
 - ② 学長は、教授会が意見を述べる事項を教授会に周知している。
 - ③ 学長は、学生の入学、卒業、課程の修了、学位の授与及び自ら必要と定めた教育研究に関する重要事項について教授会の意見を聴取した上で決定している。
 - ④ 学長等は、教授会規程等に基づき教授会を開催し、併設大学と合同で審議する事項がある場合には、その規程を有している。
 - ⑤ 教授会の議事録を整備している。
 - ⑥ 教授会は、学習成果及び三つの方針に対する認識を共有している。
 - ⑦ 学長又は教授会の下に教育上の委員会等を規程等に基づいて設置し適切に運営している。

<区分 基準Ⅳ-B-1 の現状>

学長は、頌栄保育学院職制規程にある学長規程にて「大学を統括し、これを代表する」と規定されており、短期大学の運営全般にリーダーシップを発揮している。また教学全般については、同じく頌栄保育学院職制規程の学長規程を始め各種委員会規程及び教授会規程等に定められている事柄に則り、教授会の意見を参酌し最終判断を行っている。

学長・園長選考規定には、学長候補者の資格要件について、「キリスト者であり、学識経験を有し、教育行政に見識を有する者」と規定されており、この規程の通り選考されている。

学長は学校法人院長と兼務しており、院長の職務である「建学の精神に則って、法人設置の各学校を統括する」（寄附行為）に従い、学長としても建学の精神の推進役として、その精神に基づく教育研修の推進し、SD・FD 活動や講演の機会や学院報などを通じて理解の促進にあたり、短期大学の向上・充実に努めている。

学長は、学生に対する懲戒の手続きを定めており、具体的事案への対処指針としてまた、教育的指導の根拠としている。

学長は、組織図や学院職制規程、部会及び各種委員会規程等に基づく、所属職員の権限と責任に従い、事務局長、副学長への委任も含め、統括を行っている。

学長は、学長・園長選考規程に従って適切に選考されており、教学運営の職務遂行

に当たっても、諸規定に則って務めている。

教授会に当たっては事前に、各部・委員会からの審議事項、協議事項、報告事項を仕分けて、部長会に諮る手続きにより、適切に周知し検討を加えた後、教授会に付する形となっており、審議機関として適切に運営されている。(④⑥)

教授会意見は、原則として全員参加の下で告知され、協議・審議結果は議事経過を含めて、教授会議事録として文書に纏められ、教授会構成員全員に配布を持って周知される。

学生の入学・卒業・課程の修了・学位の授与等は、関係部署で慎重審議の上、それぞれの判定会議に付され、然る後に教授会に上程されており、教授会の審議に基づいて学長が決定しており、教授会意見の聴取は遺漏がない。

学長は教授会規程等に基づき教授会を開催している。議案準備等の部長会を経ることによりとで、審議内容の検討も十全に行われている。併設大学は存在しない。

教授会では、議事録を取っており、議事録承認も教授会にて行われ、確定版が保存されるとともに、教授会構成員に配布周知される。

今般の教職課程認定及び保育士養成課程の改正に関連し、学習成果の可視化に向けて、カリキュラム委員会を中心にカリキュラム・マネジメントに取り組んでおり、新年度において現在の3つの方針ポリシー改定を終え、教授会承認したところである。

学長または教授会の下に、部会各及び各種委員会設置規程並びに本規程に準拠した各種委員会規定が整備されており、教育上必要な委員会を設置し、運営に当たっている。主要委員会は、原則月次で会議を開催しており、部長会への提案並びに実施作業の管理運営に当たっている。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの課題>

学長ガバナンスに関して、規程内容と現実の整合性が整序されていない点が幾つかあり、調整や適正化が課題である。

教職員の繁忙化を軽減するための、各種委員会活動の在り方の再検討が求められる状況である。

<テーマ 基準IV-B 学長のリーダーシップの特記事項>

なし

[テーマ 基準IV-C ガバナンス]

[区分 基準IV-C-1 監事は寄附行為の規定に基づいて適切に業務を行っている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 監事は、学校法人の業務及び財産の状況について適宜監査している。
- (2) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、理事会及び評議員会に出席して意見を述べている。
- (3) 監事は、学校法人の業務又は財産の状況について、毎会計年度、監査報告書を作

成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出している。

＜区分 基準Ⅳ-C-1 の現状＞

監事は、寄附行為第 12 条に基づき選任され、寄附行為第 19 条で法人の業務を監査すること等の職務が規定されている。監事は 2 名で、理事会および評議員会に出席して学校法人の運営状況を把握して意見を述べている。年度末決算時には公認会計士の外部監査と連携し、運営状況や財務状況について意見と情報を交換し、その内容を監事監査に反映させている。また、学校法人の業務及び財産の状況については、私立学校法第 37 条第 3 項の規定に従い、毎会計年度、監査報告書を作成し、当該会計年度終了後 2 月以内に理事会及び評議員会に提出し監査報告を行っている。

[区分 基準Ⅳ-C-2 評議員会は寄附行為の規定に基づいて開催し、理事長を含め役員の諮問機関として適切に運営している。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 評議員会は、理事の定数の 2 倍を超える数の評議員をもって、組織している。
- (2) 評議員会は、私立学校法の評議員会の規定に従い、運営している。

＜区分 基準Ⅳ-C-2 の現状＞

評議員会は、寄附行為第 28 条による評議員で構成され評議員。寄附行為第 24 条で規定される評議員会は、寄附行為第 28 条により選任される評議員により構成され現員数は 27 名であり、理事の現員数 12 名の 2 倍を超える人数で組織されている。

評議員会は、理事長が招集し、評議員会において議長を選任するなど寄附行為第 24 条に基づき開催している。私立学校法第 42 条及び寄附行為第 26 条の規定に従い、予算、事業計画他必要な事項については、理事長はあらかじめ評議員会の意見を聞いている。また寄附行為第 27 条に基づき、評議員会は学校法人の業務や財産状況、役員の業務執行状況等について役員への意見具申を行うとして役割が規定されている。

[区分 基準Ⅳ-C-3 短期大学は、高い公共性と社会的責任を有しており、積極的に情報を公表・公開して説明責任を果たしている。]

※当該区分に係る自己点検・評価のための観点

- (1) 学校教育法施行規則の規定に基づき、教育情報を公表している。
- (2) 私立学校法の規定に基づき、財務情報を公開している。

＜区分 基準Ⅳ-C-3 の現状＞

本学は、学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の主旨に基づき、大学等が公表すべき教育情報を下記の通りウェブサイトに掲載して広く社会に公表し、学生に修得させる知識及び能力に関する情報を積極的に公表している。

- 1 大学の教育研究上の目的に関すること
- 2 教育研究上の基本組織に関すること
- 3 教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること

- 4 入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- 5 授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- 6 学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- 7 校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- 8 授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- 9 大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

本学はウェブサイトには決算の概要を付した資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表、監事監査報告書、財産目録及び事業報告書を掲載し情報公開を行っている。

また、私立学校法の定めに基づき、財産目録、貸借対照表、収支計算書、事業報告書及び監事監査報告書を法人事務局総務課に備え置き、利害関係者からの開示要求に応じて閲覧できるようにしている。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの課題>

監事は、理事会及び評議員会に積極的に参加し寄附行為に定める職務が遂行されているが、今後、監事に求められる機能としての業務監査、教学監査等への取り組みが必要である。また、本学の規模として設置が難しい内部監査機能のあり方も監事監査のあり方とともに検討する必要がある。

評議員会については、出席回数が極端に少ない評議員がおり、今後の改選の際にはその選出に際し検討する必要がある。

<テーマ 基準IV-C ガバナンスの特記事項>

特記事項なし。

<基準IV リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画>

(a) 前回の認証（第三者）評価を受けた際に自己点検・評価報告書に記述した行動計画の実施状況

リーダーシップとガバナンスに係る行動計画

①理事会及び理事長のリーダーシップに関しては、法的責任の全うは当然として、経営全般（事務面・事業面）に関する全額構想的企画・明示、周知が求められる。②頌栄保育学院の例規集は、運営の基本根拠であり、寄付行為の改定を受け、全体を点検し整合性を図るとともに、環境変化や法の求めるところに従い持続的に改定に取り組む。③学長のリーダーシップに関しては、学校教育法の改正による責任の再規定、教授会の役割の変更を踏まえ、教学運営責任に着実に取り組むとともに、短期大学の全体的将来像並びに計画を明確に示すことが求められる。④ガバナンス全般に関しては、中長期計画、中期計画、単年度事業計画の策定から実施に至る理事会、評議員会・監事の役割の明確化と教授会等との学内共有化、協議への参画について、マネジメン

トサイクルに載った制度化が必要である。

リーダーシップとガバナンスに係る実施状況

①理事会及び理事長のリーダーシップは、法令並びに寄付行為の規定に従い、理事会の議長、評議員界の招集者としての協議参加、財務委員会と常務理事会と経営企画委員会のそれぞれの招集者として遺漏なく発揮されている。これら統括されている委員会が全て、中期計画等の機能を分担しており理事長に指示のもとにある。②法人の例規集は、寄付行為の改定と有縁絵以上の齟齬の修正を平成 27 年どの終えており、現在全体の調整の時期となっている。近年の法令等の変化、労働環境をはじめとする環境変化への対応上の改定作業が常態化しており、着実に実行しつつあるものの、就業規則とりわけ人事政策に関しては改定前の検討協議に当たっている。③学長のリーダーシップに関しては、平成 26 年度に設置された副学長との協力体制を持続、副学長の個性を踏まえた役割分担と通じて、巨樹会、各種委員会、部会の統制を果たしている。学長の計画面でのリーダーシップは、就任から新たに実施状況を期末記入する事業計画様式を策定、各部・委員会の長が中期を見通しつつ記入する仕組みを導入、PDCA を意識して実行している。中期ビジョンに関しては平成 29 年度中に中期ビジョン策定チーム（理念担当と中期戦略担当）を編成、理念体系と中期戦略骨子に結実、29 年度末の理事会にて承認を得て、130 周年機に本格公表に向けて準備を進めている。④ガバナンス全般の行動計画は、今日各方面からの要請でもある基本的責任事項であり、日常的・持続的取り組みとして確実の実施すべき活動と位置付けている。

(b) 今回の自己点検・評価の課題についての改善計画

A 理事長リーダーシップの課題

①環境変化に伴う、学校運営の諸課題に対して、文科行政の動向情報と客観データ、関係者からの意見聴取を的確に行い、各種の取り組みと理事会運営の強化に努める。

B 学長リーダーシップの課題

①教学運営にかかる実対応と規則の整合性確保の取組の促進

②小規模項にありがちな教職員の繁忙状態の軽減のための組織と運営体制の改善

C ガバナンスの課題

①法の改定に伴う監事監査機能の強化、業務監査、教学監査の取り組み強化

②組織の規模に相応の内部監査機能のあり方の検討

③評議員会の出席が少ない評議員の改善策

A 理事長リーダーシップの改善計画

①学校法人が直面する経営課題への取り組みを強化することを目的に、理事長のリーダーシップにより常務会の協議の回数と内容を深め、各種情報を踏まえた運営に役立てたい。新年度からの取り組みとなる。

B 学長リーダーシップの改善計画

①教職員の負担軽減を目的とし、部会・委員会の運営を弾力的に行ってきた。今後運営上の効果を見極めて、現実に合わせて規則改定を順次促進したい。

②小規模組織として、職員は特に少人数対応が基本となっているものの、現状では急病・事故に際して生じるリスクへの対応に不安が残る。職員ローテーションの環境

整備に着手しているが、さらに今後検討をし、関連する組織の職務分掌や業務執行の改善を課題化して行きたい。

C ガバナンスの改善計画

①監事監査の強化への要請に対応し、次年度に監事監査規定の海底に取り組む。順次強化される業務監査、教学監査への現実的な監査活動に着手していただく予定。

②当面内部監査のあり方に関しては、本法人に見合った仕組みについて、会計担当分野から検討を開始したい。会計士の交代を受け、現在新たな視点から監査意見の聴取を始めていることを踏まえる意味もある。

③平成 28 年度をもって恒例の理事長の退任を受け、一部高齢の理事も引かれた。この流れを受け、若返りと会議機能の充実の環境の醸成に取り組む。

1. 自己点検・評価の基礎資料 事務長（岡）
2. 自己点検・評価の組織と活動 自己点検・評価委員長（杉山）

【基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果】

- テーマ 基準Ⅰ-A 建学の精神 宗教主事（森田）、広報・地域連携委員長（原）
- テーマ 基準Ⅰ-B 教育の効果 副学長（原）
- テーマ 基準Ⅰ-C 内部質保証 自己点検・評価委員長（杉山）
- テーマ 基準Ⅰ 建学の精神と教育の効果の改善状況・改善計画 学長（棟方）

【基準Ⅱ 教育課程と学生支援】

- テーマ 基準Ⅱ-A 教育課程 副学長（原）、入試広報室長（竹内）
- テーマ 基準Ⅱ-B 学生支援 教務部長（関田）、学生支援部長（森田）、
進路支援室長（沖中）
- テーマ 基準Ⅱ 教育課程と学生支援の改善状況・改善計画 学長（棟方）

【基準Ⅲ 教育資源と財的資源】

- テーマ 基準Ⅲ-A 人的資源 副学長（原）、事務長（岡）
- テーマ 基準Ⅲ-B 物的資源 事務長（岡）
- テーマ 基準Ⅲ-C 技術的資源をはじめとするその他の教育資源 事務長（岡）
- テーマ 基準Ⅲ-D 財的資源 事務長（岡）
- テーマ 基準Ⅲ 教育資源と財的資源の改善状況・改善計画 学長（棟方）

【基準Ⅳ リーダーシップとガバナンス】

- テーマ 基準Ⅳ-A 理事長のリーダーシップ 理事長（菅根）
- テーマ 基準Ⅳ-B 学長のリーダーシップ 学長（棟方）
- テーマ 基準Ⅳ-C ガバナンス 事務長（岡）
- テーマ 基準Ⅳ リーダーシップとガバナンスの改善状況・改善計画 学長（棟方）